

事務局における制度的、歴史的観点等からの調査・研究

目次

① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて

- 1 立法形式としてどのようなものが考えられるか。・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 婚姻以外の理由による皇籍離脱については、現行制度のままとするのか。・・・ 6 頁
- 3 配偶者・子を皇族としない場合、その戸籍の取扱いについてどのようにするか。・・・ 10 頁
- 4 配偶者・子を皇族としない場合、その政治活動の自由、職業選択の自由等
についてどのように考えるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 頁
- 5 歴史上、男系女性皇族の婚姻後の扱いはどのようなものであったか。・・・ 18 頁
- 6 海外の女性王族（公族等を含む。）の婚姻後の身分や公的役割、配偶者・
子の扱いなどは、どのようになっているか。・・・・・・・・・・・・ 21 頁

② 皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて

- 7 立法形式としてどのようなものが考えられるか。・・・・・・・・・・ 30 頁
- 8 養子とその実親の実親子関係を継続させるのか。・・・・・・・・・・ 36 頁
- 9 養子縁組について、離縁できることとするのか。・・・・・・・・・・ 43 頁
- 10 養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、養親と当該子（養親から
見れば「孫」）との関係をどのように位置付けるか。・・・・・・・・・・ 49 頁
- 11 養子となった方の身位（親王・王）をどうするか。・・・・・・・・・・ 55 頁
- 12 養子となった方の摂政就任資格の有無や順位をどうするか。・・・・・・・・ 59 頁
- 13 養子となった方は、縁組後に皇籍離脱できることとするのか。また、養子
に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、当該子は、一定の年齢に達した
後は、その意思のみで皇籍離脱できることとするのか。・・・・・・・・ 65 頁
- 14 養子となった方の子孫の身位をどうするか。・・・・・・・・・・・・ 73 頁

- 15 養親となる方に配偶者がある場合、その関与の在り方についてどのように考えるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74 頁
- 16 歴史上、先代天皇の直系ではない者が皇位を継承した例にはどのようなものがあるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81 頁
- 17 昭和 22 年に皇籍を離脱したいわゆる旧 11 宮家の男系の男子について・・・83 頁
- 18 海外の王族（公族等を含む。）の養子縁組はどのようにになっているか。・・・88 頁

③ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることについて

- 19 立法形式としてどのようなものが考えられるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90 頁

(内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて)
立法形式としてどのようなものが考えられるか。

1 これまでの皇室典範の改正

(1) 現行の皇室典範本則が改正された例

これまで現行の皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）の本則が改正された例は、宮内府が宮内庁に改組された際に皇室典範の規定を整理した 1 例（総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和 24 年法律第 134 号））のみである。

この改正は、行政組織名の変更に伴う形式的な改正であり、実質的な内容を伴う皇室典範の本則改正が行われたことはない。

(2) 特例法が制定された例

現行の皇室典範の特例法が設けられた例としては、先の天皇陛下（上皇陛下）の退位等について定めた、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）がある。

特例法という立法形式が採られた理由は、おおむね次のように説明されている。

- ・ 天皇の退位について、将来の政治社会情勢、国民の意識等を網羅した具体的な要件を定めることは困難であること。
- ・ 天皇の退位については、国権の最高機関たる国会が、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされたこと。

(3) 明治の皇室典範について

明治の皇室典範も、明治 22 年（1889 年）に定められて以降改正されたことはなく、規範の内容を改める場合には、「増補」という形で新たに定められている。その具体的な内容は、次のとおりである。

ア 皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

明治の皇室典範は永世皇族制を採用していたが、皇籍離脱については、皇族女子の婚姻による離脱以外については定めていなかった。

明治 40 年の皇室典範増補は、皇族の増加に伴う皇室経済の問題等を背景に、王（5 世以下の男子）は勅旨又は本人からの願いにより家名を賜って華族になることができることを規定したものである。

イ 皇室典範増補（大正 7 年 11 月 28 日）

梨本宮家の方子女王と朝鮮王族の王世子李垠の婚姻を念頭に、皇族女子が王族・公族（朝鮮王家の一族）と婚姻することを可能とするため、新たな「増補」として定められた。

ウ 皇室典範増補中改正ノ件（昭和 21 年 12 月 27 日）

明治 40 年の皇室典範増補の第 1 条が全部改正され、王だけではなく、内親王・女王についても、勅旨又は本人からの願いにより、皇籍離脱することができることとされた。

2 考察

一般に、法律で何らかの制度を定める場合には、その制度を恒久的な制度とするか、又は、時限的な制度とするかが考えられる。

内親王・女王が婚姻した後も、皇族の身分を保持すること（以下「婚姻後の身分保持」という。）を制度化することについても同様に考えられ、

- ① 婚姻後の身分保持を恒久的な制度とする。
- ② 婚姻後の身分保持を時限的な制度とする。

の 2 通りが考えられるが、以下に示すとおり、恒久的な措置とすることが適切ではないか（ここでは、内親王・女王の配偶者及び子を皇族としない考え方を前提に考察する。）。

①皇室の状況に照らした対応の必要性

現在及び今後の皇室の状況を考えると、皇族数が大幅に増加することは容易には想定し難く、一定の年限をもって終期を設定することも困難と考えられることから、恒久的な措置とならざるを得ないのではないか。

②内親王・女王の人生

いうまでもなく、婚姻後に皇族の身分を保持するかどうかは、内親王・女

王の人生に大きな影響を与えることとなる。仮に時限的な制度とした場合、その終期間際においては、特に大きな影響を与えることが予想される。

婚姻後の身分保持は、制度改正後に生まれる内親王・女王には恒久的に適用される制度とするのが適切なのではないか。

他方、現在の内親王・女王殿下方については、天皇及び皇族以外の者と婚姻した場合は皇族の身分を離れることとなっている現行の制度の下で人生を過ごされてきたことを踏まえ、どのように考えるか十分検討する必要がある。

(参考)

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）

(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

○「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（平成 29 年 3 月 17 日）

……①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断するべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながること等といった観点から、皇室典範の

附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的な措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法を立案した考え方を説明した際の国会答弁

○平成 29 年 6 月 1 日 衆・議運委 菅内閣官房長官答弁

○菅国務大臣 政府としては、天皇の意思を退位の要件とすることは、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項との関係から問題があると考えます。

また、将来の政治社会情勢、国民の意識等は変化し得るものである、そのことを踏まえるならば、これらを全て網羅して退位に係る具体的な要件を定めることは困難であると考えます。

また、衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされているものと承知をしております。

政府においては、これらの点を踏まえて、天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案したものであります。

○皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ権議ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

② 皇族ト人民トニ渉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

○皇室典範増補中改正ノ件（昭和 21 年 12 月 27 日）

皇室典範増補中左ノ通改正ス

第一条 内親王王女王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシムルコトアルヘシ

○皇室典範増補（大正7年11月28日）

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

(内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて)
婚姻以外の理由による皇籍離脱については、現行制度のままとするのか。

1 問に関連する現行制度

内親王・女王が一般男性と婚姻した後も皇族の身分を保持し、当該男性配偶者は皇族とならない制度とする場合、これに関連して検討を要すると考えられる皇籍離脱の規定としては、次のようなものがある。

(1) 皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）第 13 条

親王又は王が皇籍離脱するときは、次の皇族も皇籍離脱することとされている（以下、本条に基づく皇籍離脱を「随伴離脱」という。）。

A：当該親王又は王の妃※

（※妃は、皇族出身（内親王・女王）の場合と、非皇族（一般国民）出身の場合がある。）

B：当該親王又は王の直系卑属とその妃

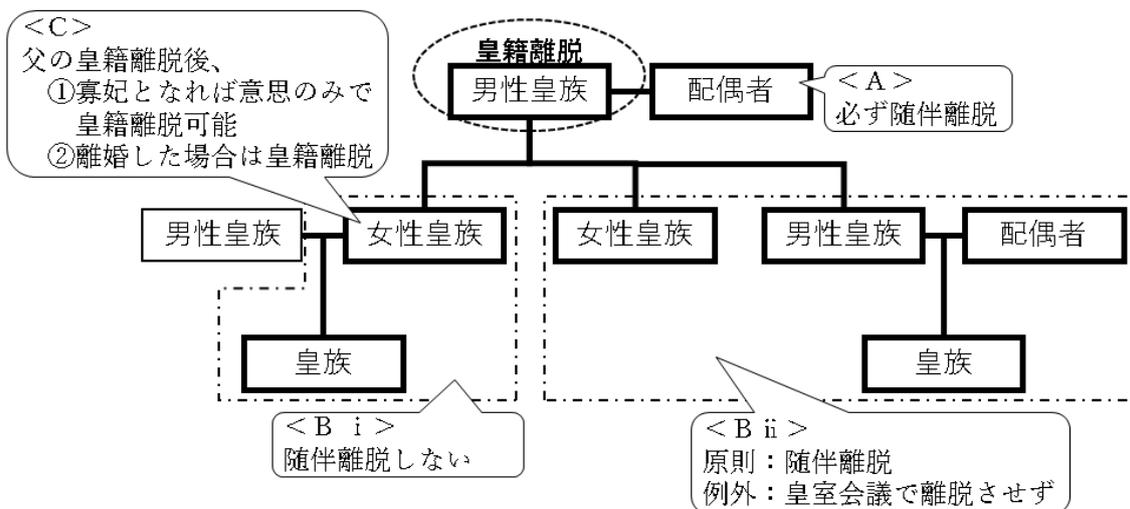
ただし、B については、次の例外がある。

- i：他の皇族（親王・王）と婚姻した内親王・女王及びその直系卑属は随伴離脱しない。
- ii：上記 i 以外の直系卑属及びその妃も皇室会議の議により随伴離脱しないものとするができる。

(2) 皇室典範第 14 条第 4 項

前述の皇室典範第 13 条において、皇籍離脱する親王・王の直系卑属であったが、「他の皇族と婚姻した女子」として随伴離脱の対象とならなかった内親王・女王（上記 B i）は、

- ・ 夫を失ったときは、その意思により（皇室会議の議を経ることなく）皇籍離脱することができる（皇室典範第 14 条第 4 項により準用される第 1 項。C①）。
- ・ 離婚をしたときは、皇籍離脱する（皇室典範第 14 条第 4 項により準用される第 3 項。C②）。



2 考察

以下では、内親王・女王が皇族以外の者と婚姻した後も皇族の身分を保持するため、女性皇族が皇族以外の者と婚姻したときは皇籍を離脱するという皇室典範第 12 条の規定を恒久的に改正することを前提に考察する（内親王・女王の配偶者・子については、皇族とならないことを前提に考察する。）。

現行の皇室典範における離脱規定（内親王・女王の婚姻に伴う離脱（第 12 条）、妃及び直系卑属の親王・王への随伴離脱（第 13 条）、親王・王と死別・離婚した妃（直系尊属の親王・王の離脱に随伴しなかった内親王・女王を含む。）の離脱（第 14 条））は、いずれも女性皇族が皇位継承資格を有しないことを前提とするものであるが、特に第 13 条は、皇籍離脱をする親王・王の家系に属する複数の皇族をまとめて皇籍離脱させるという効果を有するものである。

他方、現状の問題は、悠仁親王殿下以外の未婚の皇族が全員女性であることを踏まえると、悠仁親王殿下が皇位を継承されたときには、現行制度の下では、悠仁親王殿下の他には皇族がいらっしゃらなくなるおそれがあることであり、そのために、皇族数の確保を図るための方策の検討が行われているところである。

具体的には、内親王・女王は、天皇・皇族以外の男子と婚姻しても皇族の身分を失わないこととする制度を検討しているが、これは、内親王・女王は、皇統に属する者として皇族から生まれた、生まれながらの皇族であり、この皇族としての由来は皇族以外の者との婚姻によっても失われない、という考え方に

基づくものである。

しかしながら、現行の皇室典範では以下のようになっており（前頁の図参照）、上記のような現状及び今回の制度見直しの考え方との整合性について考える必要がある。

- ① 内親王・女王が親王・王と婚姻していた場合、その夫が皇籍離脱すると、内親王・女王も随伴離脱する（図中 A。なお、親王・王と死別・離婚した場合には、特段の規定はなく、内親王・女王は皇族たる身分を失うことはないと解されている。）。
- ② 親王・王が皇籍離脱すると、その子である内親王・女王や孫である内親王・女王は他の親王・王と婚姻している場合を除き、原則として随伴離脱する（図中 B ii。皇室会議で離脱させないことができる。親王・王についても同様。）。
- ③ 父たる親王・王が皇籍離脱をしたが、自身が親王・王と婚姻していたため皇族の身分を維持した内親王・女王が、その夫と死別した際には、その意思により皇籍離脱できる（図中 C①）。
- ④ 父たる親王・王が皇籍離脱をしたが、自身が親王・王と婚姻していたため皇族の身分を維持した内親王・女王が、その夫と離婚すると皇籍離脱する（図中 C②）。

皇族数確保のため、内親王・女王が皇族以外の者と婚姻しても皇族の身分を維持する（＝夫が皇族であることは求められない）こととするのであれば、上記のように、自身が皇族たるかについて父たる親王・王や夫たる親王・王に依拠する制度となっている第 13 条・第 14 条については、その在り方について検討する必要があるのではないか。

（参考）

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとする事ができる。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

- ② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。
- ③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。
- ④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

(内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて)

配偶者・子を皇族としない場合、その戸籍の取扱いについてどのようにするか。

1 問に関連する現行制度

(1) 皇統譜の概要

皇統譜は、天皇及び皇族の身分に関する事項（出生、結婚等）を登録するものであり（皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）第 26 条）、いわゆる一般の戸籍に当たる。天皇・皇后・太皇太后・皇太后の身分に関する事項を登録する大統譜と、その他の皇族の身分に関する事項を登録する皇族譜がある。

天皇及び皇族の身分に関する事項は皇統譜に登録されるため、一般国民の身分事項を登録する制度である戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の適用はない。したがって、天皇及び皇族は、戸籍を持たない。また、婚姻により一般国民から皇族となった者については、皇族の身分を離れた者及び皇族となった者の戸籍に関する法律(昭和 22 年法律第 111 号)第 4 条の規定により、従前の戸籍から除かれ、皇統譜に登録されることになる。

(2) 戸籍制度の概要

戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子等）を戸籍簿に登録し、これを公証する制度である。また、人の身分関係の形成（婚姻、離婚、縁組、離縁等）に関与する制度でもある。

戸籍は、婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編製することとされ（戸籍法第 16 条第 1 項）、父母の氏を称する子は父母の戸籍に入ることとされる（同法第 18 条第 1 項）。したがって、法律婚夫婦及びその未婚の子は同一の戸籍に登録されることが原則である。

2 考察

皇族には戸籍法が適用されないと解されているため、内親王・女王は、皇族の身分を保持する限り、戸籍が編製されることはない。一方、皇族ではない配偶者及び子は、戸籍法が適用されるため、配偶者については婚姻に当たっては新たに戸籍を編製する必要があり、その子についても戸籍に記載することが必要となる（戸籍法第 6 条、第 16 条第 1 項及び第 18 条第 1 項）。し

かし、現行の皇室典範は夫婦の一方が皇族ではない場合を想定していないため、この場合の身分に関する事項の登録についてのルールが存在しない。そこで、内親王・女王が皇族ではない者と婚姻し、かつ配偶者及び子は皇族とはならない場合における身分に関する事項の登録に関するルールがどうあるべきかについて考える必要がある。

(1) 内親王・女王について

そもそも戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子等）を戸籍簿に登録し、これを公証する制度であるところ、皇族については皇統譜に身分に関する事項が登録されているため、あえて戸籍法を適用する必要はないと考えられる。

そこで、内親王・女王については、男性皇族の婚姻の場合に皇統譜に登録されている内容を参考に、婚姻の事実（年月日、配偶者の氏名等）を皇統譜に登録することが考えられるのではないか。

(2) 配偶者・子について

戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子等）を戸籍簿に登録し、これを公証する制度である。また、配偶者・子は皇族ではないため、戸籍に代わる制度も存在しない。

そこで、皇族と婚姻した配偶者については、その戸籍に、配偶者や子の身分事項を登録することが考えられるのではないか。

当該戸籍が、夫婦の一方（女性皇族の配偶者）のみを登録するものであっても、その戸籍に、婚姻の事実や相手等を記載することとすれば、戸籍に記載されている者については、その親族的身分関係が登録・公証されるため、戸籍制度の趣旨は全うされると考えられる。なお、現行法においても、法律婚夫婦の一方に戸籍法が適用されない場合については、戸籍法が適用される者のみの戸籍が編製されることとなっている。

(参考)

○女性皇族の婚姻に関する皇統譜の記載

「第百弍拾五代皇族譜」(上皇陛下の子孫に関する皇族譜)の清子内親王の欄には、次のとおり記載されている(原文は縦書きである。)

平成拾七年拾壹月拾五日皇族ノ身分ヲ離ル
右平成拾七年拾壹月拾五日ノ公告ニ依リ登録ス
黒田慶樹ト婚姻シタルニ因ル
平成拾七年拾壹月拾六日

○現行戸籍法において、法律婚夫婦の一方のみの戸籍が編製される場合

戸籍法は、法律婚夫婦及びその未婚の子は同一の戸籍に登録されることが原則であるが、法律上の婚姻関係や親子関係がある場合であっても、同一の戸籍に記載されない場合がある。

日本人と外国人との婚姻の場合には、その日本人について新戸籍を編製することとされている(同法第16条第3項)。つまり、日本人Aと外国人Bとが婚姻した場合、Aのみの戸籍が編製され、Bの戸籍は編製されない。もっとも、AがBと婚姻した事実は、Aの身分事項としてAの戸籍に記載されるため、Aの戸籍の身分事項欄を見れば、配偶者であるBの氏名や婚姻日等が明らかになる。

また、父又は母の一方が外国人である嫡出子は、日本人である父又は母の氏を称すると解されており、子は日本人である配偶者の戸籍に記載されることとなる(同法第18条第2項)。つまり、日本人Aと外国人Bとの婚姻後に出生した子Cは、Aの氏を称し、Aの戸籍に記載される。なお、CがAとBの子である事実は、Cの父母欄にAとBの氏名が記載されることにより明らかになる。

日本人と外国人との婚姻の場合に、日本人に関する戸籍のみが編製される理由は、戸籍法は日本人に適用される法律であり、外国人には戸籍法が適用されないためと考えられる。もっとも、上記のとおり、日本人配偶者の身分事項欄等に外国人配偶者の氏名等も記載されるため、日本人配偶者や子の身分関係については、日本人同士の婚姻の場合と同程度の情報が記載される(むしろ、国籍や生年月日等の情報が追加されている)。したがって、婚姻等の事実の公証については特段の支障はない。

○皇室典範(昭和22年法律第3号)

第二十六条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

○戸籍法(昭和22年法律第224号)

第六条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ご

とに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第十六条 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

② （略）

③ 日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第十八条 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

② 前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

③ 養子は、養親の戸籍に入る。

○皇統譜と戸籍の関係に関する国会答弁

○昭和 55 年 4 月 17 日 衆・内閣委 真田内閣法制局長官答弁

○真田政府委員 ……天皇および皇族の身分に関する事項につきましては、皇室典範の第二十六条という規定がございまして「これを皇統譜に登録する。」ということになっております。したがって、一般の国民に対する身分の登録である戸籍の制度は適用がない、こういうふうに解釈されております。

(内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて)

配偶者・子を皇族としない場合、その政治活動の自由、職業選択の自由等についてどのように考えるか。

1 問に関連する現行制度

(1) 政治活動の自由、職業選択の自由等の国民の私生活上の自由について

全ての国民は、個人として尊重されるのであり、その権利・自由は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重される（憲法第13条）。

この憲法第13条の規定からも、公共の福祉のため必要な場合に、合理的な限度において国民の基本的人権に対する制約を加えることがあり得ると解されるところ、その場合における「公共の福祉」の内容、制約可能な範囲等については、制約を加えることによって保護されるべき法益の大きさとその権利や自由の制約の内容、手続等を総合的に考量した上で判断することとなる。

政治活動の自由に関しては、「およそ政治的行為は、行動としての面をもつほかに、政治的意見の表明としての面をも有するものであるから、その限りにおいて、憲法二一条による保障を受けるものであること」は明らかであり、「憲法二一条の保障する表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によつてもみだりに制限することができないものである。」とする最高裁判例がある（昭和49年11月6日最高裁大法廷判決）。

職業選択の自由に関しては、「職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、分業社会においては、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである。」「このような職業の性格と意義に照らすときは、職業は、ひとりその選択、すなわち職業の開始、継続、廃止において自由であるばかりでなく、選択した職業の遂行自体、すなわちその職業活動の内容、態様においても、原則として自由であることが要請される」とする最高裁判例がある（昭和50年4月30日最高裁大法廷判決）。

(2) 天皇・皇族の基本的人権について

天皇については、憲法上、第1条において「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるとされ、第2条において「皇位は、世襲のもの」であるとされ、さらに、第4条において「国政に関する権能を有しない」こととされていること等から、その基本的人権については、一般の国民とは異なる一定の制約があるものと理解されている。

また、皇族についても、皇族という特殊な地位にあることから、上記に準ずるものと考えられている。

この点、公職選挙法（昭和25年法律第100号）では戸籍法（昭和22年法律第224号）の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権が停止されており、これにより、天皇・皇族も選挙権及び被選挙権を行使できない。また、政治的行為を含めた表現の自由等を制限する明文の規定はないが、摂政となった皇族には「国政に関する権能を有しない」とする憲法第4条第1項が準用されるほか、その他の皇族についても、天皇に準じ、政治的な発言を控えるべきものと考えられている。

職業選択の自由については、これを直接的に制限する規定はない。戦後に皇族が職業に就いた例としては、大学講師や団体職員（NHK、国際交流基金、日本赤十字社、日本ユニセフ協会等）等が見られる。

2 考察

一般に、前記1（1）に述べたような権利・自由の性質に照らすと、政治活動の自由、職業選択の自由等の制約については極めて慎重であるべきところ、皇族の配偶者・子であっても、皇族ではない以上、一般の国民と等しく基本的人権を有するものであり、皇族の配偶者・子であるという理由のみをもって皇族と同様の取扱いとすることは、適当とはいえないのではないか。

また、皇族には一定の基本的人権の制約が及んでいるとしても、どのような権利・自由がどの程度まで制限されるか等について個別・具体的に明示されているわけではなく、選挙権等の一部の例外を除き、権利・自由を直接に制限する法令の規定があるわけではない。

さらに、これまでに皇族ではない男性と婚姻した元内親王・元女王は天皇や皇族と親子関係にあるものの、権利・自由について制限は及んでいない。

これらを踏まえると、内親王・女王と婚姻した男性やその子の権利・自由

ついて制約しようとすることは、困難と考えられるのではないか。

(参考)

○日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② (略)

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

○公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

附 則

- 2 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止する。
- 3 前項の者は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録することができない。

○皇族と憲法の規定に関する国会答弁

○平成 18 年 4 月 14 日 衆・内閣委 柴田内閣官房皇室典範改正準備室長答弁

○柴田政府参考人 ……憲法では天皇は国政に関する権能を有しないというふうにされておりますし、天皇が国政に対して影響を及ぼしたと見られることがないように政府としても十分慎重な配慮をすることが政府の責任だというふうに考えております。また、皇族につきましても、皇位継承資格を持つ方及びその御家族であるという地位にあることから、憲法の天皇に関する規定と同じように考えるべきだというのがまず基本的なところでございます。……

○皇族は天皇と同様の理由から選挙権及び被選挙権を持たないとする国会答弁

○平成4年4月7日 参・内閣委 宮尾宮内庁次長答弁

○宮尾政府委員 選挙権の問題でございますが、今御質問の中にありましたように、やはり天皇陛下というのは象徴的な立場にあられるわけございまして、政治的な立場もこれも中立でなければならぬと、こういうことが要請をされておるわけでございます。そういう意味から選挙権は持たない、また被選挙権も当然のことです。そういう権利はお持ちにならない、こういうことになっております。皇族さん方も、それは考え方は同じございまして、やはり皇室というのは天皇陛下を中心とする御一家でございますから、やはり皇族さんが被選挙権、あるいは選挙権というものをお持ちになるということは非常にいろいろな問題が出てくる、こういうことになっておるわけでございます。……

○皇族の政治的発言に関する国会答弁

○昭和33年4月4日 参・内閣委 瓜生宮内庁次長答弁

○田畑議員 ……三笠宮の紀元節に関する意見の開陳、表明、これはどのように次長は考えられますか。

○瓜生政府委員 これは先日、宇佐美長官が申したと同じことであります。学問をなさっておって、学問上いろいろのことを発表される。これは、実際にやっておりますそのこと自体はどうということはありませんけれども、まあ政治的にいろいろ問題になっていることについて御発言になるということは、まあ政治に参画されると。利用する人が出ますから、またそのためにいろいろ弊害が出る。今の紀元節問題だけをお考えになりますと、あなたのお考えのようでいいじゃないかというようにお考えになるかもしれませんが、しかし、他のいろいろ問題があることも考えられます。そういう場合に、皇族さんが発言して政治を引っぱっていかれるということがいいとかいうようになりますと、やはりまた、国の実際の政治を動かすのに皇族さんが力を持たれるということになりますと、また逆コースになる危険がありますし、そういうようなことを考え合せますと、やはりまあ天皇、皇族という政治のことには関与されないようにされた方が、これが新しい国の現在の憲法の精神に沿うものだろうと、こう考えております。

(内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて)
 歴史上、男系女性皇族の婚姻後の扱いはどのようなものであったか。

1 明治典範の制定前

江戸時代までは、男系女性皇族は、臣家の男子と婚姻しても、皇族の身分のままであった(『皇室制度史料 皇族一』p.274)。

記録に残る事例としては、次のようなものがあり、臣家の男子との婚姻は、内親王の身位や内親王であることを示す位階である ^{ほんい}品位 に影響を与えておらず、臣家の男子と婚姻しても皇族の身分を失うことはなかったことが理解される(品位とは、親王・内親王のみに授けられる位階であり、^{いっほん}一品 から ^{しほん}四品 までである。)

【江戸時代より前の事例】

ア. 勤子内親王(醍醐天皇皇女)

天慶元年(938年)藤原 ^{もろすけ}師輔(947年右大臣)に嫁した後、天慶元年11月薨去。薨去を伝える史料に「四品勤子内親王薨」と見える。

イ. 康子内親王(醍醐天皇皇女)

天曆9年(955年)藤原師輔に嫁した後、天曆11年(957年)薨去。薨去を伝える史料に「一品康子内親王薨」と見える。

【江戸時代の事例】

ウ. 常子内親王(^{しなのみや}級宮、後水尾天皇皇女)

寛文4年(1664年)近衛 ^{もとひろ}基熙(1690年関白)に嫁した後、延宝5年(1677年)に親王宣下※を蒙っている。

エ. 栄子内親王(女二宮、^{たまもと}靈元天皇皇女)

貞享3年(1686年)二条 ^{つなひら}綱平(1722年関白)に嫁した後(婚姻直前に親王宣下)、寛保3年(1743年) ^{にほん}二品 に叙されている。

オ. 吉子内親王(^{やそのみや}八十宮、^{いづみ}靈元天皇皇女)

正徳6年(1716年)2月に徳川 ^{いえつぐ}家継(江戸幕府第7代将軍)と結納の儀を行ったが、同年4月に家継は死去したため、江戸には行かず京都に居

住し続けた。ただし、薨去（宝暦8年（1758年））まで家継正室として遇された。享保11年（1726年）に親王宣下を受け、宝暦8年には二品に叙された。

カ. 親^{ちか}子内親王（和宮、仁孝天皇皇女）

文久元年（1861年）親王宣下を受け、文久2年（1862年）徳川家茂^{いえもち}（江戸幕府第14代将軍）に嫁した。明治6年（1873年）二品に叙され、薨去（同10年（1877年））後の同16年（1883年）一品を追贈されている。

※親王宣下とは、平安時代以降明治の皇室典範（以下「明治典範」という。）の制定まで行われていた、天皇の命で特定の皇族を親王・内親王とする制度。

2 明治典範の制定

明治22年に制定された明治典範では、婚姻した女子の身分は夫の身分に従うとの考え方から、第44条において「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス」と定められ、皇族ではない男子と婚姻した皇族女子は、皇籍を離脱することとされた。

したがって、男系女性皇族の配偶者や生まれてくる子も、皇族以外の男子と婚姻した場合には皇族の身分を有することにはならなかった。

3 現行皇室典範（昭和22年法律第3号）の制定

昭和22年に制定された現行の皇室典範では、皇族女子に皇位継承資格を認めていないこと等を踏まえ、明治典範と同様に、婚姻に伴う皇籍離脱の制度を採用し、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」（第12条）と規定されている。

したがって、明治典範が施行されていた当時と同様に、男系女性皇族の配偶者や生まれてくる子も、皇族の身分を有しない。

（参考）

○宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料 皇族一』（吉川弘文館 昭和58年）p.274
……江戸時代までの制では、臣家の女子は皇族に嫁した後も皇族の範囲には入らなか

ったが、其の反面、皇族女子は臣家に降嫁しても皇族の列を離れることにはならなかった。たとえば内親王は降嫁の後も内親王を称し、殊に後水尾天皇の皇女級宮が近衛基熙に嫁した後に親王宣下を蒙って常子内親王と称し、また後西天皇の皇女益子内親王を始め、上記の親子内親王の如く、降嫁に際して内親王の宣旨を賜わった例もこれを裏付ける。しかし明治の皇室典範に於いては、旧制とは逆に皇族の妃はすべて皇族の列に入る一方、皇族女子の臣家に嫁した者は皇族の列を離れると定められ、昭和二十二年制定の皇室典範にも此の規定が引継がれた。なお旧典範には、皇族女子は臣籍に降嫁した後も、特旨に依り内親王・女王の称を保有させることができるとしているが、新典範には此の規定は存しない。……

○皇室典範（明治 22 年 2 月 11 日、明治典範）

第四十四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ

○皇室典範義解（出典は、伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』（国家学会蔵版 明治 22 年） p 185～186）

第四十四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ

恭テ按スルニ女子ノ嫁スル者ハ各々其ノ夫ノ身分ニ従フ故ニ皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス此ニ臣籍ト謂ヘルハ専ラ異姓ノ臣籍ヲ謂ヘルナリ仍内親王又ハ女王ノ尊称ヲ有セシムルコトアルハ近時ノ前例ニ依ルナリ然ルニ亦必特旨アルヲ須ツハ其ノ特ニ賜ヘルノ尊称ニシテ其ノ身分ニ依ルニ非サレハナリ

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

○皇室典範第 12 条の婚姻に伴う皇籍離脱についての国会答弁

○平成 29 年 6 月 7 日 参・天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委 菅官房長官 答弁

○菅国務大臣 ……十二条の婚姻による皇籍離脱でありますけれども、皇族女子が天皇及び皇族以外の者と婚姻した場合については、歴史的には婚姻後も皇族の身分を離れることはなかったが、旧皇室典範では、婚姻した女子の身分は夫の身分に従うとの考え方から、第四十四条において「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス」と定められました。現行の皇室典範第十二条は、皇族女子に皇位継承資格を認めていないこと等を踏まえ、旧皇室典範と同様に、婚姻に伴う皇籍離脱の制度を採用したものと考えております。……

(内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて)

海外の女性王族（公族等を含む。）の婚姻後の身分や公的役割、配偶者・子の扱いなどは、どのようになっているか。

1 調査方法等

海外において君主制を採る国¹について、女性王族²の婚姻後の身分、配偶者や生まれてくる子の扱いはどうなるのか、また、女性王族の公的役割や活動例などについて、外務省の協力を得て調査を行った（この資料は、内閣官房において作成したものである。）。

2 各国の調査結果（50音順に掲載）

ア 英国³

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分等

英国においては、「王族」について厳密な法律上の定義はないとされている。その上で、国王の配偶者、長男等といった具体的な立場に応じ、又は国王の特許状等による個々の特権付与行為により、各人それぞれに具体的な地位が定められている。

なお、配偶者・子の政治活動や職業選択について特段の制約を課した規定は確認できない。

②女性王族の婚姻手続

王位継承順位6位以内の者は、婚姻前に国王の同意を得る必要がある。同意を得るに当たっては、王璽の下に署名され、枢密院で宣言され、枢密院の帳簿に記録されることが必要である。

③子の王位継承資格等

英国は、絶対的長子継承制を採用しており、王位継承資格を有する女性

¹ 公爵や大公、首長を君主とする国においては、「王位」とは公爵位や首長位を指すものとして調査を行っている。

² 本資料における「女性王族」とは、生まれながらの王族である女性を指す。また、公爵や大公、首長を君主とする国についても、便宜上「王族」という言葉を用いて記述する。

³ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国。

から生まれてくる子は、王位継承資格を有する。

④公的役割・活動例

英国王室における公務としては、性別にかかわらず、レセプション・晩餐会・ガーデンパーティ等の公式行事における国王のサポートや、国内外のイベント・式典への出席等が挙げられる。

なお、女性王族の配偶者が、女性王族の公務に随行している例として以下のようなものがある。

(例) アン王女（エリザベス女王の長女）は、会長を務めるスミートニア
ン土木技術者協会の 250 周年記念晩餐会に、夫のティム・ローレンス海
軍中將を伴って出席した⁴（2021 年 9 月 8 日）。

イ オランダ王国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分

女性王族は、王族⁵でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

女性王族の配偶者も王族となる。

女性王族の子も王族となるが、国王の 2 親等以内の者に限られる。

なお、議会の承認を得て婚姻した配偶者と離婚した場合、当該配偶者は王族の身分を離れるが、子は王族の身分を保持する。また、女性王族が議会の承認を得ないでした婚姻によってその身分を離れた場合には、その配偶者と離婚しても再び王族となることはない。

②女性王族の婚姻手続等

王位継承資格を有する者が婚姻を希望する場合、政府は議会に対して婚姻の認可を求めなければならないこととされている。

議会の承認を得ないで婚姻した場合、本人並びに当該婚姻により生まれ

⁴ 英国王室 HP 掲載記事参照

⁵ オランダ王国においては、王位継承資格を有する者のうち国王の近親者及びその配偶者を指す「王室 (het Koninklijk Huis)」の構成員と、国王と親族関係にある者を指す「王族 (de Koninklijke Familie)」(定義はない) とが区別されているが、ここでは前者を指して王族と呼称する。

た子及びその子孫は王位継承資格を失う。

なお、王位継承資格を有しない者に関しては、一般国民と異なる特別な手続はない。

③子の王位継承資格等

オランダ王国は、絶対的長子継承制を採用しており、女性王族の子も国王と一定の血縁関係を有する場合は、王位継承資格を有する。

④公的役割・活動例

女性王族の公的な活動例としては、外国訪問、国際機関等の顧問、国際会議でのスピーチ、国内の研究所・文化施設等の訪問等が挙げられる。

ウ クウェート国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分等

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。配偶者・子は王族とならない。また、王族ではない配偶者・子に、政治活動や職業選択に関して特段の制約は課されていない。

②女性王族の婚姻手続

女性王族に特別の婚姻手続はなく、他の女性市民と同様に社会や家族の伝統にのっとり婚姻する。

③子の王位継承資格等

クウェート国は、男系男子継承制を採用しており、女性王族の子は首長位継承資格を持たない。

④公的役割・活動例

女性王族は、いかなる法律・規範・伝統の下でも特定の公務や公的活動を行わない。

エ スウェーデン王国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

配偶者・子が王族の身分を有するか否かについては、王族に関する決定が国王の専権事項であることから、国王の判断に委ねられる。ただし、国王の判断の後、王族が有することとなる称号（王子・王女）を持つか否かについては、本人の意思に委ねられる。

実際に、現国王陛下の長女ヴィクトリア皇太子殿下の夫ダニエル殿下は王族であるが、次女マデレーン王女殿下の夫クリストファー・オニール氏は称号を持たないことを望んだため、王族の身分を持たない。

②女性王族の婚姻手続等

王子及び王女は、国王の申請に基づいて政府が同意を与えない限り、婚姻することはできない。

政府の同意を得ないで婚姻した場合、本人並びにその婚姻により生まれた子及びその子孫は、王位継承資格を失う。

③子の王位継承資格等

スウェーデン王国は、絶対的長子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を有する。

④公的役割・活動例

男性王族と女性王族に差異はなく、外国訪問、名誉総裁やパトロン等の職務を行っている。名誉総裁やパトロン等の職務については各王族の関心に委ねられている。

オ スペイン王国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

配偶者・子は、女性王族が国王（女王）である場合、王族となる（国王ではない女性王族の配偶者が、国王の裁量により国王から称号を与えられていた例はある。）。

②女性王族の婚姻手続等

王位継承資格を有する者が、国王及び議会の反対にもかかわらず婚姻した場合、本人及びその子孫は、王位継承資格を失う。

③子の王位継承資格等

スペイン王国は、男子優先長子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を有する。

④公的役割・活動例

女性王族の公的な活動例としては、パーキンソン病会議のビデオカンファレンス、認知症フォーラムへの参加等が挙げられる。

カ デンマーク王国

①女性王族の婚姻手続等

王位継承資格を有する者は、婚約前に、国の評議会で国王の承諾を得る必要がある。

国王の承諾を得ないで婚姻した場合、本人及びその子孫は、王位継承資格を失う。

②子の王位継承資格等

デンマーク王国は、絶対的長子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を有する。

キ ノルウェー王国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。配偶者の身分について、明確な規定は確認できないが、王女と婚姻した一般国民の配偶者が、王族の一員として王室ホームページで紹介されていた例はある。

女性王族の子は、王族の身分を有する。

なお、女性王族と配偶者が離婚した場合の明確な規定は確認できないが、王女と一般国民の配偶者が離婚した後、配偶者は王族ではなくなったが、その子が王族の身分を保持している例はある。

②女性王族の婚姻手続

王位継承資格を有する王子及び王女は、国王の同意なしに婚姻することはできない。

③子の王位継承資格等

ノルウェー国は、絶対的長子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を有する。

④公的役割・活動例

男性王族と女性王族に差異はなく、名誉総裁やパトロン等の職務については、各王族の関心に委ねられている。他の活動例としては、チャリティ活動委員会の役員等が挙げられる。

ク ブルネイ・ダルサラーム国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。配偶者・子の身分について、明確な規定は確認できないが、王族の一員として女性王族の子の写真が紹介されており、一般には女性王族の子は王族であると認知されている。

②女性王族の婚姻手続

王位継承法には定められていない。

③子の王位継承資格等

ブルネイ・ダルサラーム国は、男系男子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を持たない。

ケ ベルギー王国

①女性王族の婚姻後の身分

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

②女性王族の婚姻手続等

王位継承資格を持つ者が、国王の同意なく婚姻した場合、その子孫は王位継承資格を失う（ただし、国王は、上下両院の同意を得て、当該資格喪失を取り消すことができる。）。

③子の王位継承資格等

ベルギー王国は、絶対的長子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を有する。

コ モナコ公国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

女性王族の配偶者も王族となる。

女性王族の子も王族となるが、大公の3親等以内の者に限られる。

なお、女性王族と配偶者が離婚した場合も、子は王族の身分を保持する。

②女性王族の婚姻手続等

性別にかかわらず、王族が大公の許可なく婚姻した場合、本人及びその子孫は、大公位継承資格を失う。

③子の王位継承資格等

モナコ公国は、男子優先長子継承制を採用しており、女性王族の子は大公位継承資格を有する。なお、非嫡出子の場合は、大公位継承資格を持たない。

④公的役割・活動例

女性王族の公的な活動例としては、世界子供友の会会長等の慈善団体の会長職、ユネスコ親善大使等が挙げられる。

サ ヨルダン・ハシェミット王国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分等

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

配偶者・子は王族とならない。また、王族ではない配偶者・子に、政治活動や職業選択に関して特段の制約は課されておらず、女性王族の公務に関わることもない。

②女性王族の婚姻手続

公的な手続は特段ない。王宮内でイマーム（イスラム教の説教師）を呼び、婚姻を結んだ後、一般に発表される。

③子の王位継承資格等

ヨルダン・ハシェミット王国は、男系男子継承制を採用しており、女性王族の子は王位継承資格を持たない。

④公的役割・活動例

女性王族の公的な活動例としては、大学・看護学校の設立、王立科学協会会長、UNDP 名誉大使、UNWomen 親善大使、女性支援、チャリティ活動等が挙げられる。

シ リヒテンシュタイン公国

①女性王族の婚姻後の身分、配偶者・子の身分等

女性王族は、王族でない一般男性と婚姻した後も王族の身分を保持する。

配偶者・子は王族とならない。また、王族ではない配偶者・子に、政治活動や職業選択に関して特段の制約は課されていない。

②女性王族の婚姻手続

男性王族と同じく、婚姻の意思を有する旨を公爵に通知し、必要書類を公爵府が精査する。条件を全て満たしている場合、公爵が婚姻に同意する旨を宣言する。

③子の王位継承資格等

リヒテンシュタイン公国は、男系男子継承制を採用しており、女性王族の子は公爵位継承資格を持たない。

④公的役割・活動例

女性王族の公的な活動例としては、基金の設立や後援、リヒテンシュタイン赤十字の代表、国際オリンピック委員会委員等が挙げられる。

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

立法形式としてどのようなものが考えられるか。

1 これまでの皇室典範の改正

(1) 現行の皇室典範本則が改正された例

これまで現行の皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）の本則が改正された例は、宮内府が宮内庁に改組された際に皇室典範の規定を整理した 1 例（総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和 24 年法律第 134 号））のみである。

この改正は、行政組織名の変更に伴う形式的な改正であり、実質的な内容を伴う皇室典範の本則改正が行われたことはない。

(2) 特例法が制定された例

現行の皇室典範の特例法が設けられた例としては、先の天皇陛下（上皇陛下）の退位等について定めた、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）がある。

特例法という立法形式が採られた理由は、おおむね次のように説明されている。

- ・ 天皇の退位について、将来の政治社会情勢、国民の意識等を網羅した具体的な要件を定めることは困難であること。
- ・ 天皇の退位については、国権の最高機関たる国会が、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされたこと。

(3) 明治の皇室典範について

明治の皇室典範も、明治 22 年（1889 年）に定められて以降改正されたことはなく、規範の内容を改める場合には、「増補」という形で新たに定められている。その具体的な内容は、次のとおりである。

ア 皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

明治の皇室典範は永世皇族制を採用していたが、皇籍離脱については、

皇族女子の婚姻による離脱以外については定めていなかった。

明治 40 年の皇室典範増補は、皇族の増加に伴う皇室経済の問題等を背景に、王（5 世以下の男子）は勅旨又は本人からの願いにより家名を賜って華族になることができること等を規定したものである。

イ 皇室典範増補（大正 7 年 11 月 28 日）

梨本宮家の方子女王と朝鮮王族の王世子李垠の婚姻を念頭に、皇族女子が王族・公族（朝鮮王家の一族）と婚姻することを可能とするため、新たな「増補」として定められた。

ウ 皇室典範増補中改正ノ件（昭和 21 年 12 月 27 日）

明治 40 年の皇室典範増補の第 1 条が全部改正され、王だけではなく、内親王・女王についても、勅旨又は本人からの願いにより、皇籍離脱することができることとされた。

2 考察

（1）考えられる立法形式

皇室典範第 9 条は、天皇及び皇族は、養子をするできない旨規定している。また、皇室典範第 15 条は、皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることができない旨規定している。

皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とするためには、これらの規定を何らかの形で改正するか、又は特例を別途設けることが必要となる。その際、養子縁組に当たって必要となる手続等も法定する必要がある。

皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とするための立法形式としては、次のようなものが考えられる。

- ① 一定の期間を限って養子縁組を可能とする。
- ② 恒久的に養子縁組を可能とする。
- ③ 個別の養子縁組の機会を捉えて養子縁組を可能とする個別の立法を行う。

(2) 一定の期間を限って養子縁組を可能とする考え方

①養子となり得る者との他の国民の間の平等感への配慮

養子縁組を恒久的に制度化し、例えば、昭和 22 年に皇籍離脱した元皇族の男系の血筋の男子（以下「旧 11 宮家の男系男子」という。）に限って養子となることができると規定した場合には、旧 11 宮家の男系男子が他の国民と異なる立場にあるという見方を恒久化することにつながりかねない。これは、国民の間での平等感の観点から問題が大きいのではないか。

一定の期間に限った制度であれば、皇族数の減少という状況の下で必要やむを得ない措置として許容されるのではないか。

②恒久措置とせずとも養子縁組を完了することが可能と考えられること

一定の年限があれば、その年限の中において、具体の養子縁組のプロセスが始まり、完了するということが可能ではないか。

【留意すべき点】

○養子となり得る者との他の国民の間の平等感

一定の期間を限って制度化したとしても、法律の明文で規定する以上は、養子となり得る者として規定される国民と他の国民の間の平等感の問題はあるのではないか。

(3) 恒久的に養子縁組を可能とする考え方

①恒久的な措置の必要性

少子化の影響は皇室にも及んでおり、今後の皇室の状況を考えると、恒久的な措置とすることも考えられるのではないか。

②十分な縁組機会の確保

期間の制約がない方が、縁組が成立しやすいのではないか。

【留意すべき点】

○養子となり得る者との他の国民の間の平等感への配慮

養子縁組を恒久的に制度化し、例えば旧 11 宮家の男系男子に限って養子となることができると規定した場合には、旧 11 宮家の男系男子が他の

国民と異なる立場にあるという見方を恒久化することにつながりかねない。これは、国民の間における平等感の観点から問題が大きいのではないか。

(4) 個別の養子縁組の機会を捉えて養子縁組を可能とする立法を行う考え方

①養子となり得る者と他の国民の間の平等感の問題が生じないこと

個別の養子縁組の機会を捉えて養子縁組を可能とする法律を制定する場合には、養子となり得る者をあらかじめ法律で典型的に規定するわけではなく、あくまで養子縁組を行う意思の合致した特定の当事者のみが対象となることから、国民の間における平等感の問題は生じないのではないか。

②個別具体的な状況を踏まえた対応の可能性

あらかじめ法律を制定しておくよりも、個別に理解が得られた場合に限り、その具体的な状況を踏まえながら、立法措置を講じる方がよいとの考え方があるのではないか。

【留意すべき点】

①現行法により養子は禁止されていること

個別の養子縁組の機会を捉えて養子縁組を可能とする立法を行う場合、養子縁組の成立に向けた様々な準備は、皇室典範により養子縁組が禁止されている状況の中で行わなければならないこととなる。

②法律の一般性の問題

権力分立や、国家に対する国民の自由・平等の確保という観点から、法律は一般性（不特定多数の人に対して、不特定多数の事案に適用されること）を有していなければならないとする考え方もあり、このような個別処分的立法は難しいとの考え方もあるのではないか。

(参考)

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する

場合を除いては、皇族となることがない。

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）

（趣旨）

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

○「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（平成 29 年 3 月 17 日）

……①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断するべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながること等といった観点から、皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。……

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法を立案した考え方を説明した際の国会答弁

○平成 29 年 6 月 1 日 衆・議運委 菅内閣官房長官答弁

○菅国務大臣 政府としては、天皇の意思を退位の要件とすることは、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項との関係から問題があると考えます。

また、将来の政治社会情勢、国民の意識等は変化し得るものである、そのことを踏まえるならば、これらを全て網羅して退位に係る具体的な要件を定めることは困難であると考えます。

また、衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされているものと承知をしております。

政府においては、これらの点を踏まえて、天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案したものであります。

○皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ権議ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

② 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

○皇室典範増補中改正ノ件（昭和 21 年 12 月 27 日）

皇室典範増補中左ノ通改正ス

第一条 内親王王女王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシムルコトアルヘシ

○皇室典範増補（大正 7 年 11 月 28 日）

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子とその実親の実親子関係を継続させるのか。

1 問に関連する現行制度

(1) 親子関係から生じる法的効果

一般に、親子関係にある者の間では、次のような法的効果が生じる。

① 扶け合い義務・扶養義務

親子は、互いに扶け合わなければならない（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 730 条）。

また、互いに扶養する義務を負う（民法第 877 条）。

② 相続

子は、親の相続人となる。子が死亡している場合は、当該死亡した子の子（孫）が代襲して親の相続人となる（民法第 887 条）。

親は、子に直系卑属がない場合、子の相続人となる（民法第 889 条）。

③ 親権

成年に達しない子は、親の親権に服する（民法第 818 条）。

親権の具体的な内容としては、例えば以下のようなものがある。

- ・ 監護教育（民法第 820 条）
- ・ 居所の指定（民法第 821 条）
- ・ 懲戒（民法第 822 条）
- ・ 職業の許可（民法第 823 条）
- ・ 財産の管理及び代表（民法第 824 条）

(2) 養子縁組がなされた場合の民法上の実親子関係の取扱い

① 普通養子縁組の場合

民法に基づき普通養子縁組がなされた場合、養子と養親との間に法的な親族（＝親子）関係が発生するが、養子とその血のつながった実親との間でも法的な親子関係は継続する。養子は、養親及び実親双方との関係で、扶養義務（(1) ①）や相続関係（(1) ②）を有する。

ただし、養子が未成年である場合の親権については、養子は養親の親権に服するため、養親と実親の親権が競合することはない（民法第 818 条第

2項)。

②特別養子縁組の場合

特別養子縁組は、実父母による監護が著しく困難又は不適當であるなどの特別の事情がある場合に、子に温かい家庭を提供し、その健全な養育を図ることを目的として創設された、専ら子どもの利益を図るための制度である。原則として15歳未満の子が対象とされている。

子の福祉の増進を図るため、実親との法的な親子関係を解消し、養親との間で、養親の実の子と同じ親子関係を結ぶ仕組みであり、特別養子縁組が行われた場合、実親との親族関係は終了する（民法第817条の2）。

これにより、扶養義務や相続関係は、養親との関係でのみ生じることとなる（ただし、特別養子縁組が解消された場合、実親との親族関係が復活する。）。

2 考察

(1) 考えられる制度

皇族の養子として皇族となった者と、皇族ではないその実親との間の法的な親子関係について、前記1の現行制度に照らせば、次の2通りの制度が考えられる。

- ① 法的な親子関係が継続する制度とする。
- ② 法的な親子関係が終了する制度とする。

(2) 法的な親子関係が継続する制度とする考え方

①現行の皇室制度における実親子関係の取扱い

皇族である者と皇族ではない者との間の法的な親子関係は、現行の皇室典範（昭和22年法律第3号）の下でも存在している。

例えば、内親王・女王が婚姻により皇族の身分を離れる場合であっても、皇族である親との間の法的な親子関係は継続している。

また、皇室典範第13条ただし書の規定により、ある皇族が皇族の身分を離れた場合に、その子は皇族として皇室に留まり続けることがあり得るが、その場合も、皇族ではなくなった親と皇族である子との間に法的な親子関係は継続している。

このほか、皇族以外の女子が天皇又は皇族男子との婚姻により皇族（皇

后、親王妃又は王妃) となった場合、その実親は皇族ではないが、皇族となった子との間の法的な親子関係は継続している。

(この点については、皇后・妃自身の実親は、皇后・妃の配偶者である天皇や親王・王から見れば姻族であり、血族関係を生ずる養子縁組について、必ずしも同列に考える必要はないのではないかとの考え方もあり得る。しかしながら、皇后・妃の実親は、皇后・妃の子(皇統に属する皇族)の立場から見れば、姻族ではなく、血族たる親族である(民法第725条、親族関係の整理(下記例)参照。)

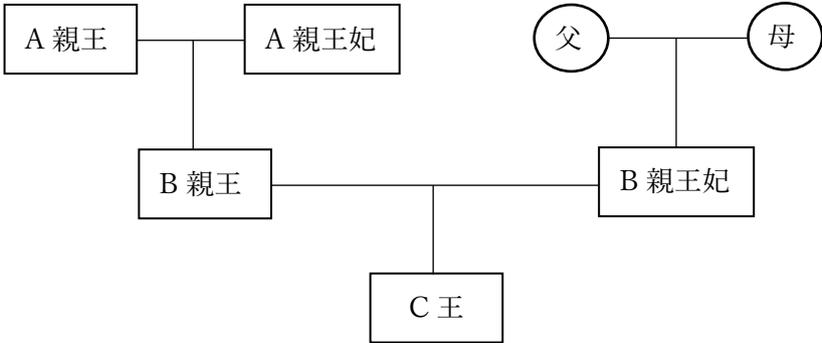
以上のように、現行制度との関係で考えた場合、皇族となった養子と皇族ではない実親の間でも、法的な親子関係は終了しない制度とすることが考えられるのではないか。

<親族関係の整理>

○妃の実親との民法上の親族関係

※親族の範囲(民法第725条)

- ① 6親等内の血族
- ② 配偶者
- ③ 3親等内の姻族



- ・ A親王にとっては、B親王妃の父母は民法上の親族に含まれない。
- ・ B親王にとっては、B親王妃の父母は1親等の姻族であり、民法上の親族に含まれる。
- ・ C王にとっては、B親王妃の父母は2親等の血族であり、民法上の親族に含まれる。

○養親と実親の民法上の親族関係



- ・ 養子から見れば、養親は民法上の親族に含まれる。
- ・ 養子から見れば、普通養子縁組の場合、実親は民法上の親族に含まれる。特別養子縁組の場合、実親は民法上の親族に含まれない。
- ・ 養親から見れば、実親と養子の間に法的な親族（親子）関係があるかどうかにかかわらず、養子の実親は民法上の親族に含まれない。

②皇室制度上の実方の血統の取扱い

養子として皇族となった者の身位等については、養親の実子と同様に定めるのではなく、養子の実方の血統により決定される制度とすることが考えられる（調査・研究項目 11 参照）。

その場合、実方の血統を考慮するのであるから、養子とその実親との間の法的な親子関係も存続する制度とすることが整合的ではないか。

【留意すべき点】

○皇族と皇族でない者の区別

皇族との養子縁組を通じて、養子となった者は皇族の身分を有することとなる。特に今回の養子制度は、皇統に属する者を養子縁組を通して皇族とするものであることから、皇族と一般国民の別を明らかにするため、皇族ではない実親との間で法的な親子関係を終了させた方がよいとする考え方もあるのではないか。

(2) 法的な親子関係が終了する制度とする考え方

○皇族と皇族でない者の区別・養親子関係の明確化

実親との法的な親子関係が終了することにより、皇族と皇族ではない一般国民との別を明らかにすることにつながるのではないか。また、養子が皇室の一員となったことが、国民からより一層明確に認識されることにつながるのではないか。

【留意すべき点】**①現行の皇室制度における実親子関係の取扱いとの関係**

前述のとおり、皇族である者と皇族ではない者との法的な親子関係や親族関係は、現行の皇室典範の下でも存在し、これらの関係は、民法によって定められているところ、皇族の養子縁組制度についてのみ一般国民と異なる制度を創設することは合理的とはいえないのではないか。また、養子縁組制度について既存の特別養子縁組制度にならうとの考え方については、皇族の養子縁組は、特別養子縁組と異なり、要保護児童の福祉の観点から実親との法的な親子関係を終了させる必要性に乏しく、合理性がないのではないか。

②当事者への心理的影響

法的に実親子関係を終了する仕組みは、実親及び養子となる者の相続権等の権利の制約となる上、それまで築いてきた実親子関係を法的に断絶させ、ひいては、養子縁組を行うに当たっての当事者の心理的障害となるおそれがあるのではないか。

③皇室制度上の実方の血統の取扱いとの関係

前述のとおり、養子の身位等については、実方の血統により決定される制度とすることが考えられる（調査・研究項目 11 参照）。仮にこのような制度とするのであれば、実親との法的な関係が継続する方が整合的なものとなるのではないか。

（参考）**○民法（明治 29 年法律第 89 号）****（親族の範囲）**

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

（縁組による親族関係の発生）

第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間に

おけるのと同じの親族関係を生ずる。

(親族間の扶け合い)

第七百三十条 直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。

(嫡出子の身分の取得)

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

(特別養子縁組の成立)

第八百十七条の二 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

2 (略)

(子の利益のための特別の必要性)

第八百十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(親権者)

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 (略)

(監護及び教育の権利義務)

第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(居所の指定)

第八百二十一条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

(懲戒)

第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

(職業の許可)

第八百二十三条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 (略)

(財産の管理及び代表)

第八百二十四条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

(扶養義務者)

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 (略)

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 (略)

(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 (略)

2 (略)

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとする事ができる。

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子縁組について、離縁できることとするのか。

1 問に関連する現行制度

(1) 普通養子縁組の離縁

民法(明治29年法律第89号)においては、普通養子縁組について、離縁ができる場合として、主に次の2つを定めている。

①協議上の離縁

縁組の当事者は、その協議により、すなわち当事者間の合意があれば、離縁をすることができることとされている(民法第811条第1項)。

②裁判上の離縁

縁組の当事者の一方は、次に掲げる場合に限って、離縁の訴えをすることができることとされている(民法第814条)。

- ・ 他の一方から悪意で遺棄されたとき
- ・ 他の一方の生死が三年以上明らかでないとき
- ・ その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき

(2) 特別養子縁組の離縁

特別養子縁組は、子の福祉を確保するため、実親をはじめとする実方の血族との親族関係が終了する縁組であり、家庭裁判所が成立させるものである。したがって、離縁することができる場合は、次の2つの要件を満たす場合であって、養子、実親又は検察官からの請求により、家庭裁判所が認めた場合に限られている(民法第817条の10)。

①次のいずれにも該当していること

- ・ 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること
- ・ 実父母が相当の監護をすることができること

②養子の利益のため特に必要があると認められること

なお、特別養子縁組が離縁となった場合には、実親をはじめとする実方の血族との親族関係が回復することとされている(民法第817条の11)。

2 考察

(1) 考えられる制度

検討している養子縁組は、悠仁親王殿下の世代に皇族がいらっしゃらなくなるおそれがある中、摂政、国事行為の臨時代行、皇室会議の議員といった法制度上求められている役割を担う（いわば国家機関の一員としての）皇族の数の確保を図るために、養親・養子双方の意思の下、皇室典範（昭和22年法律第3号）に定める、三権の長等からなる特別な機関である皇室会議の決定を経て成立することが想定されている。

また、当該養子縁組は、十分な判断能力を有する成人が自らの意思により皇族の養子となり皇族となることが想定されている（なお、未成年者が養子となる場合には、別途の検討が必要であるが、一定の年齢に達した後はその意思のみで離縁・皇籍離脱することができることとするとも考えられる。）。

さらに、養子縁組は、養子が皇族としての身分を取得する法的根拠というべきものであり、養子縁組が解消された場合には、養子は皇族の身分を失うことが基本となるものと考えられる。

以上のことに加え、民法上の離縁の制度を併せ鑑みると、離縁については次のような在り方が考えられる。

- ① 離縁は認められない制度とする。
- ② 皇室会議が認めた場合には離縁できる制度とする。
- ③ 当事者による離縁が可能な制度とする。

(2) 離縁は認められない制度とする考え方

① 養子縁組の性質

(1) に記載したとおり、皇族数の確保という養子縁組の目的・意義、十分な判断能力を有する当事者の意思に加え、皇室会議の決定を経て成立することを踏まえると、離縁は認められない制度とすることが考えられるのではないか。

② 皇室の連続性・安定性の確保と養親子関係の強調

皇室制度は、皇族の身分が親から子へ、子から孫へと血統によって伝えられていくことを前提としている。将来にわたって養親子関係が続いてい

くことを制度的に担保することで、国民から見た皇室そのものの連続性・安定性を確保するとともに、養親である皇族と養子との親子関係が強調される効果があるのではないか。

【留意すべき点】

①当事者への心理的影響

離縁が認められない制度とした場合には、養子縁組を行うに当たっての当事者の心理的障害となるおそれもあるのではないか。

②民法と異なる制度となること

離縁が認められない制度とした場合には、国民が想定している養子とは内容の異なる制度を構築することとなり、新たに導入する皇族の養子縁組制度に対する国民の理解が深まらないのではないか。

(3) 皇室会議が認めた場合には離縁できる制度とする考え方

①当事者の意思への配慮

養子縁組は、皇族数の確保の観点から、養親・養子の双方の意思の下、皇室会議の決定を経て成立するものである。養子は、この養子縁組により皇族となるものであり、離縁すれば皇族ではなくなるものと考えべきである。これらに鑑みると、当事者の意思は最大限尊重し離縁できる制度としつつも、離縁を認めるかについては、皇族数等の状況を踏まえて、養子が皇籍離脱することとなることを認めるか否かという観点から皇室会議が決定するという仕組みが考えられるのではないか。

②男性皇族の皇籍離脱に係る皇室会議の関与の必要性

現行の皇室典範において、男性皇族が皇籍を離脱する場合には、例外なく皇室会議が関与する仕組みとされている（第13条に規定する直系卑属に含まれる男性皇族の随伴離脱についても、その起点となる直系尊属たる男性皇族の離脱は皇室会議の議による必要があるほか、直系卑属に対して同条ただし書の規定を適用するかどうかという観点からの皇室会議の判断の余地がある。）。

離縁すれば養子である男性皇族は皇籍を離脱することとなることを考

慮すると、離縁は、皇室会議の議を経ることを要する制度とすることが考えられるのではないか。

【留意すべき点】

①皇室の連続性・安定性への影響

皇室制度は、皇族の身分が親から子へ、子から孫へと血統によって伝えられていくことを前提としている。皇室会議が認めた場合に限られるとはいえ、親子関係を解消する離縁を制度的に認めることは、皇室の連続性や安定性を損なうことにつながるのではないか。

②皇室会議の役割

離縁それ自体は民法上の身分行為であるところ、皇室典範第 11 条等との関係を踏まえて、皇室会議の役割を考える必要があるのではないか。

(4) 当事者により離縁できる制度とする考え方

①当事者の意思の尊重

普通養子縁組は、養親と養子の両当事者の意思を基礎として、相続等を含む法的な親子としての関係を作り出すものである。

皇族の養子縁組についても、普通養子縁組と同様、両当事者の合意を基礎とするものであるならば、協議等により離縁することができる制度とすることが整合的であり、縁組当事者の意思を尊重したものとなるのではないか。

②離婚の取扱いとの整合性

養子縁組を解消する離縁と類似の制度として、婚姻関係を解消する離婚がある。皇室典範においては、第 14 条第 3 項に皇族以外の女子で親王妃又は王妃となった者が離婚した場合の規定が設けられており、皇族が離婚することも想定されているが、離婚そのものを制限する規定は特段ない。

皇族の婚姻と養子縁組は、いずれも両当事者の合意を基礎とするものであり、養子縁組についても、離婚と同様、協議等により離縁することができる制度とすることが整合的ではないか。

【留意すべき点】**①皇室の連続性・安定性への影響**

当事者の意思のみにより離縁することができる制度とすると、皇族の家族関係が不安定になるおそれがあり、ひいては国民から見て一家としての皇室の安定性が損なわれているように認識されるおそれがあるのではないか。

②皇族数の確保への影響

前述のとおり、養子縁組は、養子が皇族としての身分を取得する法的根拠というべきものであり、養子縁組が解消された場合には、養子は皇族の身分を失うことが基本となるものと考えられる。当事者の意思のみにより離縁することができ、かつ、離縁により養子であった男性皇族が皇籍離脱する制度とすれば、皇族数の確保の観点から、大きな影響が生じるおそれがあるのではないか。

(参考)**○民法（明治 29 年法律第 89 号）****（協議上の離婚）**

第七百六十三条 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

（裁判上の離婚）

第七百七十条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

2 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

（協議上の離縁等）

第八百十一条 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができる。

2～5 （略）

6 縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。

(裁判上の離縁)

第八百十四条 縁組の当事者の一方は、次に掲げる場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。

- 一 他的一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 他の方の生死が三年以上明らかでないとき。
- 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。

2 (略)

(特別養子縁組の離縁)

第八百十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

- 一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。
- 二 実父母が相当の監護をすることができること。

2 離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができない。

(離縁による実方との親族関係の回復)

第八百十七条の十一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとするができる。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② (略)

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ (略)

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、養親と当該子（養親から見れば「孫」）との関係をどのように位置付けるか。

1 問に関連する現行制度

(1) 養子縁組により生じる親族関係

民法においては、養子縁組をした場合には、縁組の当事者等について、次のような親族関係が生じることが定められている。

- ① 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子となる（民法（明治29年法律第89号）第809条）。
- ② 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる（民法第727条）。

(2) 養親と養子の子の関係

ア 法的な親族関係の有無

養親と養子の間には、前記(1)に記載したような法的な親族(=親子)関係が生じることから、民法上、養親と養子の子の間の法的な関係は、次のように整理される。

① 養子の子が縁組後に生まれた場合

養子は、養親の嫡出子である。養子の子が縁組後に生まれた場合、養子の子は、養親にとっては、嫡出子の子となる。

したがって、養親と養子の子の間には、法的な親族関係(=祖父又は祖母と孫の関係)が存在することとなる。

② 養子の子が縁組前に生まれていた場合

養子が養親の嫡出子となるのは、縁組の日からである。また、縁組により養親と親族関係が生じるのは養子本人のみであり、縁組前に生まれていた養子の子を含め、養子の血族と養親との間に親族関係が生じるわけではない。

したがって、養親と養子の子の間には、法的な親族関係は存在しないこととなる。

イ 養親と養子の子に親族関係がある場合の法的効果

養親と養子の子の間の親族関係の有無により、代襲相続の可否について差が生じる。

民法第 887 条第 2 項においては、被相続人の子が相続の開始以前に死亡した場合などには、その者の子（被相続人の孫）がこれを代襲して相続人となることが定められている。しかしながら、同項ただし書において、被相続人の直系卑属でない者はこの代襲相続ができないことが定められている。

したがって、養親と養子の子に親族関係がある場合には、養子の子は養親の遺産の代襲相続権を有するのに対し、親族関係がない場合には、養親の遺産の代襲相続権を有しないこととなる。

2 考察

有識者ヒアリングにおいては、養子縁組の具体的な在り方の一つとして、未成年の子がいる方を養子として、家族単位で皇族となっていただくこと（以下「家族養子」という。）も提案されている。

家族養子を行う場合に、民法の規定を当てはめれば養親と縁組前に生まれていた養子の子との間には、親族関係は生じないこととなる。この点について、特例を設ける必要はないのか、考え方を整理する。

(1) 考えられる制度

- ① 養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じる制度とする。
- ② 養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じない制度とする（民法の規定をそのまま適用する。）。

(2) 養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じる制度とする考え方

① 養子の子が皇族となること

養子は、皇族である養親と養子縁組をすることによって、皇族となるものである。縁組前に生まれていた養子の子も皇族とするのであるから、その前提として、皇族である養親と養子の子との間に親族関係が形成されることが必要なのではないか。

②養親・養子・養子の子の連続性

家族養子の考え方については、未成年の養子の子が皇室の中で皇族として育ち、将来的には養子の子が養親や養子である父の跡を継ぐことへの期待があるものと考えられる。このため、皇族の養子縁組については、養親と縁組前に生まれていた養子の子の間に親族関係が生じる制度とする考え方があるのではないか。

③縁組後に生まれた子との均衡

養子縁組の後、皇族となった養子に子が生まれることも考えられる。養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じることとし、同じ養子の子の間に、出生の時期による法的地位の差異は生じないようにするという考え方があるのではないか。

④家族養子の趣旨に沿った親族関係の形成

家族養子は、未成年の子が引き続き実親の下で養育されることを期待したものである。養親と縁組前に生まれていた養子の子との間で養子縁組関係を結ぶことにより、両者に親族関係を形成することも可能ではあるが、当該養子の子は、養親の親権に服することとなる。

縁組前に生まれていた養子の子は、養子の子のまま、養親の「孫」として親族関係が生じる制度とするのが家族養子の趣旨に沿ったものといえ、親族関係の形成のためだけに養親と養子の子の間に養子縁組をすることは不自然なのではないか。

【留意すべき点】

①民法と異なる制度となること

皇族の養子縁組についても、新たな制度の導入に当たっては、民法と同じ制度とするべきではないか。代襲相続等の問題は、一般国民の間の養子縁組においても生じ得る事態であり、これについては、問題が生じた段階で必要に応じて遺贈等によって適切に対処することが可能ではないか。

②養子の子の意思への配慮

未成年である養子の子は、養親と親族関係が結ばれ、皇族となることについて、十分な判断能力を有していないものと考えられる。養子の子の意思に配慮した制度とする必要があるのではないか（調査・研究項目 13 参照）。

（3）養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じない制度とする考え方

①民法との整合性

養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じない制度とする場合には、民法の規定をそのまま適用すればよいこととなる。民法と同一の制度とすることは、新たに導入する養子縁組制度の理解にもつながるのではないか。

②縁組前に養子の配偶者となっていた者が皇族となることとの整合性

縁組前に婚姻していた養子の配偶者は、配偶者自身が養親と縁組をすることなく、養子となり皇族となった男性皇族の家族（配偶者）として、皇族の身分を有することとなるものと考えられる。

縁組前に生まれていた養子の子についても、養子の配偶者と同様に、養子となり皇族となった男性皇族の家族（子）として、縁組と同時に皇族の身分を有することとすれば十分ではないか。

【留意すべき点】

①養親・養子・養子の子の連続性

家族養子については、養子の子が養親や養子である父の跡を継ぐことへの期待があると考えられる。一般国民とは異なり、皇室を将来に引き継いでいくことが期待される皇族の養子縁組については、養親と縁組前に生まれていた養子の子の間に親族関係が生じる制度とする考え方があるのではないか。

②縁組後に生まれた子との均衡

養子縁組の後、皇族となった養子に子が生まれることも考えられる。養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じることとし、同じ養子の子の間で、出生の時期による法的地位の差異は生じないようにするという考え方があるのではないか。

(参考)

○民法（明治 29 年法律第 89 号）

（縁組による親族関係の発生）

第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。

（嫡出子の身分の取得）

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

（子及びその代襲者等の相続権）

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

○養親と養子の子の法的関係に関する国会答弁

○昭和 37 年 3 月 22 日 衆・法務委 平賀法務省民事局長答弁

○辻武寿君 それでは八百八十七条ですか、直系卑属にならない者には相続権がないということですがね。夫婦養子を迎えた。夫婦養子には子供があった。子供がある夫婦養子をして、その子供自体は親から見れば今度は直系卑属に当たらないから相続権はないと、こういうわけですか。

○平賀政府委員 夫婦養子、子供のある夫婦を養子にもらったという場合に、その養子縁組み前に生まれておる子供でございますね。夫婦を養子にもらう前にその夫婦の間にすでに生まれておる子供、これはまあ現行法の解釈でもこれはその養親の孫にはならないわけでございますが、これはまあ旧法からもそうございましたが、旧民法からもずっとそう、現行法でもそうでございますが、その場合に、養子縁組み前の夫婦の子供というものはこれは代襲相続権はない。これはこの新しい規定でもそうでございますが、現行法の解釈でもこれはそのとおりでございます。

○昭和 37 年 3 月 1 日 衆・法務委 平賀法務省民事局長答弁

○平賀政府委員 夫婦養子をするような場合でございますが、その夫婦に子供がいる夫婦養子をしたような場合には、その養子になった夫婦の子供というのは養親の孫にはならぬのでございます。現行の養子制度——従来もそうでありましたが、日本の養子制度のもとでは、養子の子供は、すでに生まれておる子供は、当然には——

当然にはというよりも、すでに縁組み前に生まれております子供は養親の孫にはなれない。養子縁組後生まれました子供だけが孫になるわけでございます。血族関係がないということになっております。でありますから、旧法のもとにおきましては、夫婦養子になりましたその養子が、自分の養子縁組前に生まれました実子をさらに養子にするということでもって、孫、おじいさんの関係が作れたわけでございますが、現行法の解釈としましては、実子は養子にできないというような解釈をとっております関係で、現行法ではどうも孫にする方法がないわけでございます。これはやはり一つの大きな根本問題なのでございまして、普通の日常生活の関係では、たとえば夫婦養子になりました者が小さい子供と一緒に連れてきたという場合には、やはり、養親の孫とするのだ、かく考えるのが普通でありまして養子縁組後に生まれた子供と区別するのはおかしいじゃないかということが言えるわけでございます。これも養子制度の根本問題の一つでございしますが、養子制度にはそういう問題がございますので、今回はそういうところまでは手をつけなくて、そういう点はなお今後検討いたしまして、何らかの解決を考えたいと実は考えておる次第でございます。

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子となった方の身位（親王・王）をどうするか。

1 問に関連する現行制度

(1) 皇族の身位

皇族の身位については、

- ① 天皇の嫡出の「子」及び嫡男系嫡出の「孫」に当たる皇族は、男子を親王、女子を内親王
- ② 天皇の三世以下（曾孫以降）の嫡男系嫡出の子孫に当たる皇族は、男子を王、女子を女王

とするとされている（皇室典範（昭和22年法律第3号）第6条）。

嫡出とは、法律上の婚姻関係にある夫婦の間に生まれることをいう（民法（明治29年法律第89号）第772条）。嫡男系とは、嫡出の子孫のうち男子のみによって連続する血縁の系統をいう。

(2) 養子縁組の法的効果

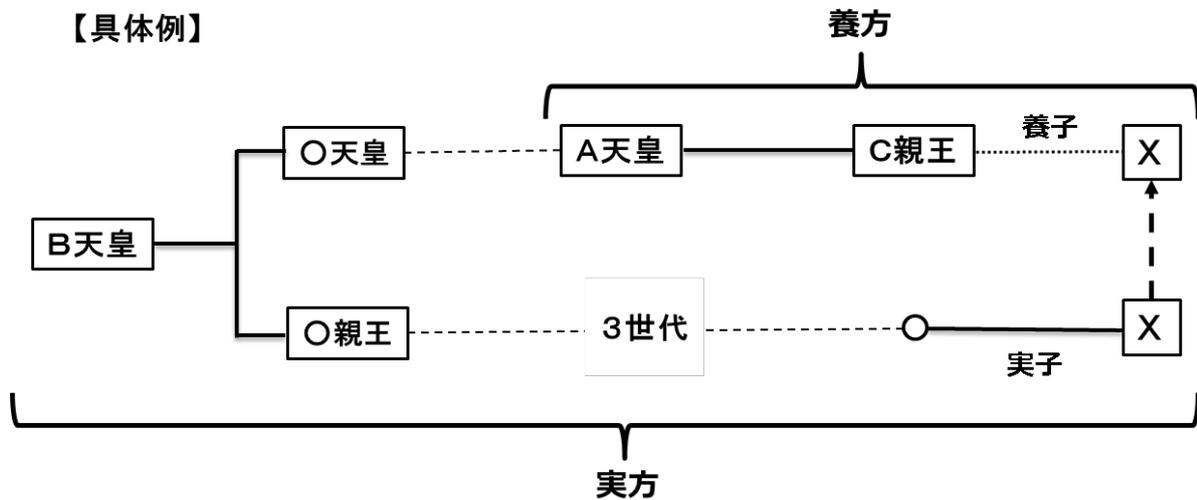
養子縁組により、養子となった者は、養親の嫡出子の身分を取得する（民法第809条）。また、養子は実親の嫡出子の身分も失わない。

2 考察

(1) 考えられる制度

養子は、皇統に属する男系男子の皇族である。その身位については、前記1の現行制度に照らせば、次の2通りの制度が考えられる。

- ① 実方の血統を基準とする制度とする（養子は王となる。）。
- ② 養方の血統を基準に、親王又は王とする制度とする。



例えば、B天皇の6世の男系子孫であるXが、A天皇の子であるC親王の養子となる場合を想定する。①の考え方によれば、Xは自然血族ではB天皇の6世孫であるから、その身位は王となる。他方、②の考え方によれば、Xは養子縁組によりA天皇から2世となることから、その身位は親王となる。

(2) 実方の血統を基準とする制度とする考え方

① 誰の養子となるかによって身位が左右されないこと

実方の血統を基準にすれば、誰の養子となるかにかかわらず、身位が決定されるため、制度運用上の安定性が期待できるのではないか。

また、明治の皇室典範(以下「明治典範」という。)が定められるまでは、皇族間で養子縁組は行われていた。明治典範では、これを前提に、皇位継承の順序は、養方の血統ではなく実方の血統に基づいて定められていた(明治典範第58条)。今般、身位を定めるに当たって実方の血統を基準にすることは、こうした伝統にも合致する考え方なのではないか。

(なお、今後養子となることが想定される者は、実方の血統を基準とすれば、必ず王となる。)

② 寡妃の養子となる場合でも身位が定められること

寡妃(配偶者の男性皇族が薨去した親王妃・王妃)の養子となる場合も考えられるが、この場合、養子は養方の血統において歴代各天皇の嫡男系嫡出の子孫であるとはいえず、身位を養方の血統に基づいて決定することはできない。身位を実方の血統に基づいて定めるのであれば、養親が誰でも

あっても同一の考え方により定めることができ、普遍的で分かりやすい制度であると考えられるのではないか。

(3) 養方の血統を基準とする制度とする考え方

①養子縁組に基づく現在の皇族との法定血族関係を重視

養子は、養子縁組によって養親の嫡出子の身分を取得する（民法第809条）ことを考えると、養方である現在の皇族との法定血族関係を重視すべきではないか。

②養親である皇族と養子との（養）親子関係を強調

養子の身位は養方の血統に基づいて定めるとすることにより、国民にとって、養親である皇族と養子との（養）親子関係が強調される効果があるのではないか。これにより、養子が養子縁組を通じて皇室の一員となったことへの理解が深まるのではないか。

【留意すべき点】

①誰の養子となるかによって身位が左右されること

身位は、皇族費や皇籍離脱といった皇室に関する法制度と密接に結びついている。養方の血統を基準にすると、誰の養子となるかという人為的な要素によって養子の身位が左右されることとなることについてどう考えるか。

②寡妃の養子となる場合の血統の考え方

寡妃の養子となる場合、養子は養方の血統において歴代各天皇の嫡男系嫡出の子孫であるとはいえず、養方の血統に基づいて身位を決定することができないことをどう考えるか。

寡妃の薨去した男性配偶者の血統に基づいて身位を決定することも考えられるが、その場合、寡妃の養子であるという法的立場から乖離^{かいり}したものになってしまうのではないか。

(参考)

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

○民法（明治 29 年法律第 89 号）

（嫡出の推定）

第七百七十二条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 （略）

（嫡出子の身分の取得）

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

○皇室典範（明治 22 年 2 月 11 日、明治典範）

第五十八条 皇位継承ノ順序ハ総テ実系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ継嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

○皇室典範義解（出典は、伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』（国家学会蔵版 明治 22 年） p 196～197）

第五十八条 皇位継承ノ順序ハ総テ実系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ継嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

恭テ按スルニ現在ノ親王家親王宣下アリシハ多クハ皇養子皇猶子タルノ近例ニ從ヒシナリ第四十二条ハ皇族養子ノ制ヲ廃ス而シテ現在既ニ行ヘル者ニ上及セス但シ皇位継承ノ順序ハ総テ宗支遠近ノ実系ニ依リ養子猶子ノ名称及甲家ノ子乙家ノ継嗣タリシニ拘ラス其ノ間多少ノ紛錯アルモ其ノ名ニ因テ其ノ実ヲ混スルコトナカルヘキナリ

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子となった方の摂政就任資格の有無や順位をどうするか。

1 問に関連する現行制度

(1) 摂政の設置と権能 (憲法第5条、皇室典範(昭和22年法律第3号)第16条)

摂政は、天皇が成年に達しないときか、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為を自らすることができないときに置かれる。後者の場合は、皇室会議の議によることを要する。

摂政は、天皇の名で国事行為を行う。この場合、国事行為以外に国政に関する権能は有しないものとされる。

現行の皇室典範の制定以降、摂政が置かれた例はない。

(2) 摂政就任資格及び順位 (皇室典範第17条)

(摂政就任資格及び順位の概要)

摂政就任資格は、成年に達した次の皇族に認められる。

- ① 皇太子又は皇太孫
- ② 親王・王
- ③ 皇后、皇太后、太皇太后
- ④ 内親王・女王

摂政就任順位は、上記の記載の順とされ、親王・王は皇位継承の順序に従って、内親王・女王は皇位継承の順序に準じて、それぞれ順位が定まる。

(摂政就任資格が限定されている理由)

摂政は、歴史上は藤原氏(鎌倉時代以降は、近衛・鷹司・九条・二条・一条の五摂家)が務めていた時代もあったが、現在の皇室典範では、就任資格は上記の皇族に限られている。その理由については、皇室典範制定時に、おおむね次のような説明がされている。

- ・ 新憲法により天皇の所管事項となった事柄につき、皇族以外の者が担当することは憲法が期待するものではないと考えられること。
- ・ 皇族に担当させることが国民の気持ちにもかなうと考えられること。

- ・ 皇族は「世襲の系統」に重きをおき、一般国民から皇族となった者（親王妃・王妃）は、原則として摂政就任資格を有しないとしたこと。ただし、皇后、皇太后及び太皇太后は、沿革を尊重して別に考えることとしたこと。なお、内親王・女王が男性皇族と婚姻し、親王妃・王妃となった場合は、引き続き内親王・女王の身位を有するため、摂政就任資格は失わないと考えられている。

（3）国事行為の臨時代行

天皇は、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和 39 年法律第 83 号）に基づいて、国事行為を委任することができる（憲法第 4 条第 2 項）。

国事行為の臨時代行は、内閣の助言と承認により、摂政となる順位に当たる皇族に委任されることとなっている（国事行為の臨時代行に関する法律第 2 条）。

2 養子の摂政就任資格についての考察

（1）考えられる制度

養子の摂政就任資格の有無について、上記 1 の現行制度に照らせば、次の 2 通りの制度が考えられる。

- ① 養子は摂政就任資格を有する制度とする。
- ② 養子は摂政就任資格を有しない制度とする。

（2）養子は摂政就任資格を有する制度とする考え方

①皇族数の確保

摂政や国事行為の臨時代行は皇族の果たす重要な役割の 1 つであり、今般、皇族数の確保を図る観点から皇族が養子縁組をできるようにすることを検討するに当たり、養子が摂政に就任する、あるいは国事行為の臨時代行を行うことができることは、極めて自然な考え方ではないか。

②皇后、皇太后及び太皇太后には摂政就任資格が認められていること

現行制度において、皇后、皇太后及び太皇太后は一般国民から皇族となった者であっても摂政就任資格を有することとされている。皇族数減少の状況に鑑みると、同じく一般国民から皇族となった者である養子が摂政就

任資格を有し、国事行為の臨時代行を行える制度とすることが考えられるのではないか。

【留意すべき点】

○養子は一般国民から皇族となった者であること

現行制度においては、一般国民から皇族となった者には、皇后、皇太后及び太皇太后を除き、摂政就任資格が認められていない。養子は一般国民から皇族となった者であることをどう考えるか。

(3) 養子は摂政就任資格を有しない制度とする考え方

○養子は一般国民から皇族となった者であること

養子は、一般国民から皇族となった者である。現行制度においては、一般国民から皇族となった者には、皇后、皇太后及び太皇太后を除き、摂政就任資格が認められていない。そのため、養子に摂政就任資格を認めないとするのがこれまでの考え方に沿うのではないか。

【留意すべき点】

○摂政となり得る皇族の確保

皇族数減少の状況に鑑みて養子制度を創設することを検討している趣旨を踏まえると、養子が摂政就任資格を有し、国事行為の臨時代行を行える制度とすべきではないか。

3 養子の摂政就任順位についての考察

養子の身位は親王又は王と考えている（養子の身位については調査・研究項目 11 参照）が、皇位継承資格は有しないことを前提とすれば、養子の摂政就任順位を生まれながらの皇族である親王・王と同列とすることは適当ではなく、また、養子は一般国民から皇族となった者であるため、養子の摂政就任順位を生まれながらの皇族である内親王・女王の次に位置付けるとすることが考えられるのではないか。具体的な摂政就任順位は、実方又は養方の血統の近さにより定めることとすることが考えられるのではないか。

(参考)

○日本国憲法

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十六条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

② 天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

第十七条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

- 一 皇太子又は皇太孫
- 二 親王及び王
- 三 皇后
- 四 皇太后
- 五 太皇太后
- 六 内親王及び女王

② 前項第二号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位継承の順序に準ずる。

○国事行為の臨時代行に関する法律（昭和 39 年法律第 83 号）

（委任による臨時代行）

第二条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十七条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

2 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第十七条に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

○摂政就任資格を持つ皇族の範囲についての国会答弁

○昭和 21 年 12 月 12 日 衆・皇室典範案委 金森国務大臣答弁

○金森国務大臣 ……現実の天皇たる方に故障がありましてみずから行わせられるこ

とができないという時になりますと、それを一般国民の手に移してするがいいのか、それともまあいわば天皇の後ろに存在しております一系の皇統、或は皇室という範囲の方が代理をせられる方が、国民の精神的結合として天皇を考えておりますその思想に合うか合わないか、こういう問題になつて来ると思いまして、摂政を皇室に限りました理由は、昔の考えとは違うと思ひます、……今度は折角天皇の御所管事項としておつたその事柄を人民が担任をいたしますことは、なんとなく皇室に対してこの憲法が期待しておる所に合わないのではないか、やむを得ずばその天皇の背景をなしておる所の皇族に、そのことを担任していただくのが国民の気持に合うのではないか、こういうことを眼目といたしまして、しかもその皇族と申しますのは、結局世襲の系統という所に重きをおきまして、臣下からはいました所の皇族は原則としてこの摂政には関係がない、ただ皇后、皇太后、太皇太后は、これはいろいろな沿革を尊重しつつ別に考える、こういうようなことでできております……

○昭和 21 年 12 月 19 日 貴・皇室典範案特別委 金森国務大臣答弁

○金森国務大臣 大体摂政は皇族でなければならぬと云ふ非常にはつきりした根拠はございませぬ、併しながら今回の憲法の建前に於きましては、天皇の御働はかなり多く一般の国家機関の方に移りまして、天皇に残つて居ります御権能は殆ど天皇の根本的性格と密着して居る程度のものに限られて居るやうに存じます、天皇のディグニティを維持する見地、又其の国の象徴たる本質と即応する限りに於きましての権能が認められて居ると了解致して居ります、其の幅は色々に考へられます、従つてそれに対します法定代理の意味を持つて居ります摂政に付きましては、矢張り其の精神を踏襲致しまして、万世一系と云ふ其の考へ方と出来るだけ密着する範囲に之を限定する方が、宜いと存じまして、皇族に限る、但し皇后、皇太后、太皇太后は別であります、是は特別な意味もありますが、それ以外に於ては拡張しない方針を執つた訳であります

(中略)

○村上恭一君 ……本案では、殊に内親王及び女王の所で、それには親王妃又は王妃である配偶者のあらせられる方もあるに違ひありませぬ、さう云ふ御方は摂政に任ぜられる資格があるのかないのか、現行規定ではないとなつて居ります、本案には何の規定もない、それは矢張り摂政に任ぜられる資格を認めると云ふ御考なのでありますか、是は摂政の資格に関する重大な問題だと思ひます

○金森国務大臣 配偶者の有無は摂政就任の資格の有無に関係がないと云ふ考へ方を執つて居ります、言換へますれば、現在の典範とは違ひまして、皇族女子が夫あるが故に、其の摂政就任の関係に於きまして特別な地位に置かるることはない、普通の取扱で行くと云ふことの建前になつて居ります

○昭和 21 年 12 月 7 日 衆・皇室典範案委 金森国務大臣答弁

○金森国務大臣 ……第三章に摂政の制度を設けましたが、これは実質におきましては現在の制度と差がないと申し上げてもよいくらいであります、きわめて僅かなる例外と申しますか、現行制度に対する一つの修正として考えておりますのは、誰が摂政におなりになることができるかということの範囲は、現在の典範とはあまり違つておりませんが、女の方が摂政におなりになる場合におきましては、現在の制度では、配偶者のある皇族女子は摂政におなりになれないといふことになつております、多分その考へ方は摂政といふ公の任務を尽くすといふことと、配偶者に対する考へ方といふものは、そこに矛盾を生ずる恐れはなかろうかといふ懸念であつたらうと考えておるのでありますが、時代の趨向を考えますと、かような制限をすることは不合理であるように思われますが故に、配偶者のある皇族女子も摂政におなりになり得るといふように資格を認めます……

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子となった方は、縁組後に皇籍離脱できることとするのか。また、養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、当該子は、一定の年齢に達した後は、その意思のみで皇籍離脱できることとするのか。

1 問に関連する現行制度

皇室典範（昭和22年法律第3号）には、次のような皇籍離脱制度が規定されている。

①意思に基づく場合（皇室典範第11条第1項）

15歳以上の内親王、王及び女王は、その意思に基づき、皇室会議の議により、皇籍離脱する。なお、親王や、婚姻中の親王妃及び王妃は、意思に基づく皇籍離脱をすることができない。

②やむを得ない特別の事由がある場合（皇室典範第11条第2項）

親王（皇太子・皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇籍離脱する。

③尊属に当たる男性皇族が皇籍離脱する場合（皇室典範第13条）

尊属に当たる男性皇族が皇籍離脱する場合、直系卑属及びその妃は同時に皇籍離脱する。ただし、皇室会議の議により皇籍離脱しないこともあり得る。

④離婚する場合（皇室典範第14条第3項）

皇族以外の女子で婚姻により皇族となった親王妃、王妃は、離婚した場合、皇籍離脱する。

⑤その他の皇籍離脱（皇室典範第12条、第14条第1項等）

2 養子の皇籍離脱についての考察

養子縁組は、養子が皇族としての身分を取得する法的根拠というべきものであり、養子縁組関係がなくなれば、養子は皇族の身分を失うことが基本となるものと考えられる。皇族数の確保の観点から行う今回の見直しの検討に

当たっては、離縁については、

- ① 離縁は認められない制度とする。
 - ② 皇室会議が認めた場合には離縁できる制度とする。
 - ③ 当事者により離縁できる制度とする。
- ことが考えられる（調査・研究項目9）。

（1）皇室典範第11条に基づく皇籍離脱

皇室典範第11条に基づく皇籍離脱については、離縁について、離縁が認められない制度（上記①）とするか、離縁できる制度（上記②及び③）とするかについての検討を行った上で、上述の養子縁組関係がなくなれば養子は皇族の身分を失うという考え方を踏まえながら、検討を行っていくべき事柄と考えられる。

（2）皇室典範第13条に基づく皇籍離脱

皇室典範第13条に定める直系卑属の皇籍離脱は、皇籍離脱をする親王・王の家系に属する複数の皇族をまとめて皇籍離脱させるという効果を有するものであり、今般のように皇族数確保の観点から制度を見直すのであれば、同条の在り方について検討する必要があるのではないか。

その中で、養親（女性養親を含む。）が何らかの事情で皇籍離脱した場合に、養子が同時に離脱することがないといった方策についても併せて検討することが適当なのではないか。

3 養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、当該子は、一定の年齢に達した後は、その意思のみで皇籍離脱できることとするのかについての考察

（1）考えられる制度

養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、当該配偶者・子からも皇族となることの同意を得た上で、縁組を成立させる制度とすることが想定される。

しかし、養子の子が意思表示困難な乳幼児である場合、養子の子自身の意思を確認することは困難である。また、意思表示が可能な年齢となっても、自ら単独で皇族となることの是非を十分に判断可能な年齢（成年）には達していないことが想定される。

皇族となることに伴って基本的人権についての制約が生じることも勘案すると、養子の子で未成年のうちに皇族となった者については、意思に基づく皇籍離脱の権利を認めることが必要と考えられる。具体的には、次の2通りの制度が考えられる。

- ① その意思のみでは皇籍離脱できず、その意思に基づいた上で、皇室会議の議により、皇籍離脱できる制度とする。
- ② 皇室会議の議によることなく、その意思のみで皇籍離脱できる制度とする。

(2) その意思のみでは皇籍離脱できず、その意思に基づいた上で、皇室会議の議により、皇籍離脱できる制度とする考え方

①生まれながらの皇族との均衡

生まれながらの皇族（親王を除く。）は、皇室典範第11条第1項の規定により自らの意思に基づき皇籍離脱することが可能であるが、離脱は皇室会議の議によらなければならない。

また、生まれながらの皇族のうち親王については、皇室典範第11条第1項の適用がなく、自らの意思に基づく皇籍離脱は認められていない。

養子の子についてのみ、意思のみで皇籍離脱できる制度とするのは、均衡を欠くこととなるのではないか。

②皇族数の確保

自身の意思のみで皇籍離脱することを可能とする制度とした場合には、皇族数の確保という養子縁組の目的が達成できないのではないか。

【留意すべき点】

○子は成熟した判断に基づくことなく、皇族となったこと

養子の子は、自らが皇族となることを十分に判断可能な年齢（成年）に達していない状況で、実の親が皇族となることに伴って皇族となるものである。皇籍離脱の意思を有していても皇室会議が認めない限り離脱することができないこととするのは、子の人権に関わる制度として厳しすぎるのではないか。

(3) 皇室会議の議によることなく、その意思のみで皇籍離脱できる制度とする 考え方

○子は成熟した判断に基づくことなく、皇族となったこと

養子の子は、自らが皇族となることの意味を十分に判断可能な年齢（成年）に達していない状況で、実の親が皇族となることに伴って皇族となる。このような場合、当該子については、一定の年齢に達した時点で、改めて、皇族であり続けるか否かを判断する権利を留保する必要があるのではないかな。

【留意すべき点】

①生まれながらの皇族も自らの意思のみでは皇籍離脱できないこと

生まれながらの皇族（親王を除く。）は、皇室典範第 11 条第 1 項の規定により自らの意思に基づき皇籍離脱することが可能であるが、離脱は皇室会議の議によらなければならない。

また、生まれながらの皇族のうち親王については、皇室典範第 11 条第 1 項の適用がなく、自らの意思に基づく皇籍離脱は認められていない。

養子の子についてのみ、意思のみで皇籍離脱できる制度とするのは、均衡を欠くこととなるのではないかな。

②皇族数の確保

養子の子が、皇室会議の議によることなく、その意思のみで皇籍離脱することを認めると、皇族数が十分確保できなくなるのではないかな。

(参考)

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとする事ができ

る。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

- ② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。
- ③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。
- ④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

○民法（明治 29 年法律第 89 号）

（縁組による親族関係の発生）

第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。

（離縁による親族関係の終了）

第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

（十五歳未満の者を養子とする縁組）

第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。

- 2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

（未成年者を養子とする縁組）

第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

（嫡出子の身分の取得）

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

○意思に基づく場合の離脱（皇室典範第 11 条第 1 項）が親王に認められていないことについての国会答弁

○昭和 57 年 5 月 13 日 衆・決算委 山本宮内庁次長答弁

○山本（悟）宮内庁次長 皇族につきましては、象徴天皇制を維持するという必要性から、一定の身分の関係につきまして制約をこの典範では置いているわけがございます。

その一つといたしまして、皇籍を離れるという場合のやり方につきまして、十一条一項におきましては、その意思に基づき、皇室会議の議により離れる手段というものをまず認めておる。その認める範囲というのは、ただいま御指摘ございましたように、年齢十五年以上の内親王、王及び女王、この三者につきましては、

自分の意思をもとにいたしまして、皇室会議の議があれば、皇籍を離れられる、こういう手段を一項で置いたわけでありませう。

しかし、御案内のとおり、この項には親王というものは入っていないわけでありませう。

(中略)

この関係というのは、やはり世襲制度としての象徴天皇制というものを憲法の制度として維持していくためには、ある程度の非常に天皇に近い身位の方々というのはそういった制約を受けてもやむを得ない、象徴天皇制を維持する上において必要な制度であるというような観点から、かかる典範の制度になっておるといように私どもは存じておるわけでありませう。皇室典範が成立いたしましたときの国会審議その他の説明を見ましても、さように理解をいたしているわけでありませう。

(中略)

その一番皇位継承権者としての地位の高い親王につきましては、御自分の意思に基づいて離れるという手段は、現在の典範は認めていないというように存じておられます。

○やむを得ない特別の事由（皇室典範第 11 条第 2 項）についての国会答弁

○昭和 57 年 5 月 13 日 衆・決算委 山本宮内庁次長答弁

○山本（悟）政府委員 典範案を御審議いただきました際の説明あるいはその後の国会における御質問に対する宮内庁としての答弁等でこの関係で挙げられましたのは、一つには、皇族としての品位を傷つけるとかあるいはその地位を保持することが不適当なような事情があったような場合、これは一つの事情として、典型的なものとして例として挙げられることでありませう。

それからもう一つは、たとえば皇族の数が非常に多く、多数になって、皇室制度上そこまで皇族の数を確保しておくことがどうかというようなときに、数を調整する必要があるというようなことが考えられました場合にはこの二項の規定は働くであろう、こういうような説明がなされてきておるところでありませう。

いずれにいたしましても、この二項の方は、御本人の意思にかかわらず、御本人が希望されようとされまいと、この二項というものによって、皇室会議の議があれば皇族の皇籍を離れるという規定でありませう、むしろ御本人の意思にかかわらないということが一項と二項との対比によって明らかになるところでありませう。

○配偶者を失った場合における、親王妃・王妃の皇籍離脱についての国会答弁

○昭和 21 年 12 月 9 日 衆・皇室典範案委 金森国務大臣答弁

○金森国務大臣 この皇室典範が、女性の皇族の地位につきまして、男性の皇族の場

合と幾分異なる規定をしておることは事実でございます……そこで今お尋ねになりましたような、一般の方面から来られたる親王妃及び王妃は、婚姻の解消によつて、その意思によつて民間にまた戻られることができるという規定の趣旨になつて来るのでありますが、これは御承知のごとく、皇族以外の女性が皇族におなりになり得る途は、婚姻関係であるということだけでございます、既に婚姻関係によつて皇族と同じになるそうしてこの憲法下の制度として、皇族特有の一つの尊厳を維持されますのでありますが、これは婚姻を基礎といたしておりますが故に、もしその基礎たる婚姻の関係が根こそぎ取り除かれます場合には、皇族としての権威ある地位をおもちにならないことが、自然の道理ではなかろうかというように考えられます、そこで自由意思によつて離婚をせられたという場合におきましては、基礎の関係がなくなるのでありますから、皇族でなく、おなりになるのが正当であるというように考えます、しかしながら、その夫の死亡というような事情によりまして、離婚ではなくて、その他のやむを得ざる事情によつて婚姻が解消になられた場合におきましては、皇族におなりになる基礎の関係は少しも壊れておりません、婚姻によつて皇族におなりになつたということに対して、変化は行われていないと考えるのが、正しいのでありますから、それによつて臣籍といひますか、皇族外にお出になることがないというのが一つの道理と見ることができるのであります、しかし実際には人間世界の複雑な感情とか、或は社会生活に対するいろいろな気持とかいう所から、皇族でおありになることをお好みにならない場面も起つて来ると思ひます、その時には自由意思によつて本来の皇族外の地位にお戻りになることがあつても、これを無理にお妨げする事由はないという趣旨から、さきに御指摘になりました典範の条文ができたのでありまして、決して積極的に皇族の範囲からお離れになることを予想しておるような規定では全然ございません

○皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁ニシタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限リニ在ラス

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨に由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

○皇室典範増補条項義解（出典は、小林宏・島善高編著『日本立法資料全集 17 明治皇室典範 [明治 22 年] (下)』(信山社 平成 9 年) p 827)

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁ニシタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限リニ在ラス

恭テ按スルニ王既ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラルルトキハ倫序上自然其ノ妻及卑属ハ仍留リテ皇族ノ列ニ在ルヘキ理ナシ而シテ卑属タルモ已ニ他ノ皇族ニ嫁ニシタル女子ニ至テ

ハ固ヨリ其ノ夫ノ身分ニ従フヲ当然トス因テ但書ヲ設ク

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨に由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

恭テ按スルニ王既ニ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシメラルルコトアリ則チ皇族ニシテ皇室典範第五十二条ニ依リ特権ノ全部ヲ剥奪セラルルカ如キコトアルトキハ独皇族ノ品位ヲ辱カシムルノミナラス事態ニ依リテハ皇室ノ尊嚴ヲ汚スコトナキヲ保セス此ノ場合ニ於テ之ヲ臣籍ニ降スノ道ヲ啓クハ至当ノ措置タルヲ認ム淳仁天皇紀ニ桑原王罪アリ帝宗室ノ故ヲ以テ法ニ致スニ忍ヒス因テ王名ヲ除キテ姓ヲ龍田真人ト賜ヒ多襜島ニ配流セラル此ノ余宗室ニシテ除名賜姓ノ譴ヲ蒙ル者史冊ニ歴見セリ固ヨリ敢テ新例ヲ創ムルニ非サルナリ

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養子となった方の子孫の身位をどうするか。

1 問に関連する現行制度

(1) 皇族の身位

皇族の身位については、

- ① 天皇の嫡出の「子」及び嫡男系嫡出の「孫」に当たる皇族は、男子を親王、女子を内親王
- ② 天皇の三世以下（曾孫以降）の嫡男系嫡出の子孫に当たる皇族は、男子を王、女子を女王

とするとされている（皇室典範（昭和22年法律第3号）第6条）。

嫡出とは、法律上の婚姻関係にある夫婦の間に生まれることをいう（民法（明治29年法律第89号）第772条）。嫡男系とは、嫡出の子孫のうち男子のみによって連続する血縁の系統をいう。

(2) 養子縁組の法的効果

養子縁組により、養子となった者は、養親の嫡出子の身分を取得する（民法第809条）。また、養子は実親の嫡出子の身分も失わない。

2 考察

養子の子孫の身位については、養子の身位（調査・研究項目11参照）の定め方に応じ、これと同様の定め方とすることが考えられ、次の2通りの制度が考えられる。

- ① 養子の身位を実方の血統を基準に定める場合、養子の子孫の身位についても、実方の血統を基準とする制度とする。
- ② 養子の身位を養方の血統を基準に定める場合、養子の子孫の身位についても、養方の血統を基準とする制度とする。

①、②それぞれの制度の考え方については、養子の身位（調査・研究項目11参照）と同様である。

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

養親となる方に配偶者がある場合、その関与の在り方についてどのように考えるか。

1 問に関連する現行制度

(1) 普通養子縁組の場合

民法(明治29年法律第89号)第795条は、配偶者がある者が未成年者を養子とするには、配偶者と共にしなければならない(夫婦共同縁組をしなければならない)ことを定めている。

また、民法第796条は、配偶者がある者が縁組をする(すなわち、配偶者がある者が養親になる又は養子になる)には、その配偶者の同意を得なければならないことを定めている。

したがって、養親となる者に配偶者がある場合、

- ・ 養子が成年に達した者である場合には、配偶者の同意を得なければならない
- ・ 養子が未成年である場合には、夫婦共同縁組をしなければならないこととなる。

(2) 特別養子縁組の場合

特別養子縁組は、実父母による監護が著しく困難又は不適當であるなどの特別の事情がある場合に、子に温かい家庭を提供し、その健全な養育を図ることを目的として創設された、専ら子どもの利益を図るための制度である。

このため、養親となる者は配偶者のある者でなければならず、夫婦共同縁組をしなければならないこととされている(民法第817条の3)。

2 考察

(1) 考えられる制度

前記1の現行制度に照らせば、養親となる方に配偶者がある場合の関与の在り方として、次の2通りの制度が考えられる。

- ① 夫婦共同縁組をしなければならない制度とする。
- ② 配偶者の同意を得なければならない制度とする。

以下、養子となる者が成年である場合と未成年である場合に分けて考察する。

(2) 成年に達した者を養子とする場合

ア 夫婦共同縁組をしなければならない制度とする考え方

①皇室・家族の一体感

夫婦共同縁組をした場合には、養子は夫婦の子としての身分を法的にも得ることとなる（夫婦共同縁組をしない場合は、夫婦の一方の子ではない）。夫婦共同縁組をした方が、養子が養親の家族の一員として迎え入れられているということ、ひいては皇室の一員として迎え入れられているということが強調される効果があるのではないか。これにより、養子が皇室の一員となったことが、国民にもより一層明確に認識されるのではないか。

②相続関係の安定化

夫婦共同縁組としなかった場合、相続関係で差が生じる場合がある。例えば、親王 A（養親）がその妃 B や養子 C よりも先に薨去した場合（養親 A に実子はおらず、法定相続分により相続するものと仮定）、その財産は、妃 B と養子 C に半分ずつ相続されることとなる。その後、妃 B が薨去した際には、夫婦共同縁組としていれば、養親 A の遺産として妃 B が相続した財産（のうち残っているもの）は、最終的には養子 C が全て継承することとなる。他方で、夫婦共同縁組としていなければ、養子 C は妃 B の財産の相続権がなく、養親 A の遺産として妃 B が相続した財産を養子 C が相続することはできない（一方、養親 A よりも妃 B が先に薨去した場合は、このような問題は生じない）。

このようなケースを考えれば、夫婦共同縁組をすることとし、養子 C が夫婦の実子と同様に相続できるようにすることで、相続関係を安定させ、皇室の連続性・安定性に資する仕組みにすることができるのではないか。

③歴史上の事例

歴史上、庶出の皇子を皇位に即ける場合、皇后等の養子（猶子・実子）とする例があった（例えば、二条天皇の庶出の皇子順仁親王（六条天皇）が皇后藤原育子の養子となった例（その他の例については後掲の参考資料を参照））。

このような事例を踏まえれば、養子縁組により皇族となるに当たっては、男性皇族と縁組を行うだけでなく、その妃とも縁組を行った方がよいのではないか。

【留意すべき点】

○民法の改正経緯

昭和 62 年の民法改正前までは、民法において、配偶者がいる場合に共同で縁組をしなければならないとしていた。しかしながら、養子縁組は各個人が独立して行う身分行為であること等から、制度が改められた。この経緯を踏まえれば、養親となる者に配偶者がいる場合には夫婦共同縁組をしなければならないことまで縁組成立の要件としない方がよいとの考え方もあり得るのではないか。

イ 配偶者の同意を得なければならない制度とする考え方

○現行民法との整合性

昭和 62 年の民法改正前までは、民法において、配偶者がいる場合に共同で縁組をしなければならないとしていた。しかしながら、養子縁組は各個人が独立して行う身分行為であること等から、制度が改められた。

この民法の改正経緯を踏まえると、夫婦共同縁組しなければならないとまで定めるのではなく、民法と同様に配偶者の同意を得なければならない制度とするのがよいのではないか。

【留意すべき点】

①皇室としての一体感

夫婦共同縁組を養親となる者に配偶者がいる場合の縁組成立の要件としない制度とし、実際にそのような形での縁組が成立した場合には、国民から見て皇室の一体感が損なわれているように受け止められる原因となるおそれがあるのではないか。

②相続関係の不安定化

前述のとおり、親王 A とのみ養子縁組を行い、その妃 B とは養子縁組を行わないという場合を想定すれば、薨去される順番により親王 A の遺産の相続のされ方が異なることとなり、皇室の連続性・安定性という観点からは問題があると考えられるのではないか。

③寡妃が養親となる場合があることとの均衡

養子縁組については、薨去した男性皇族の配偶者である親王妃・王妃（寡妃）が単独で養親となる場合も考えられる。

また、親王妃・王妃も単独で養親となることができることとしつつ、配偶者がいる場合にはその関与は同意で足りる制度とするのであれば、親王妃・王妃が養親となり、その配偶者である親王・王は、存命中であっても養親とならない（同意をするのみ）という形の養子縁組もあり得る、ということになる。

皇族の養子縁組については、将来的には養子の子が養親や養子である父の跡を継ぐことへの期待もあると考えられるが、上記のような形の養子縁組では、親王・王の遺産を相続できないなど、皇室の連続性を損なうおそれがあるのではないか。

(3) 未成年者を養子とする場合

次の理由により、配偶者がある者が未成年者を養子とする場合には、夫婦共同縁組をしなければならない制度とすることが適当ではないか。

○未成年者の養育

未成年者を養子とする場合には、養親が未成年者の養育を行う必要がある。

夫婦共同縁組をすることにより、養親となった夫婦は、共同して未成年者である養子の親権を行使することとなる。

養親が1人で養育できないわけではないが、配偶者がいる場合には、配偶者と共に養育に当たることが望ましい。したがって、民法の規定のとおり、配偶者がある場合には夫婦共同縁組をしなければならないこととし、

夫婦が共に養育に当たることとすることが適当ではないか。

(参考)

○民法（明治 29 年法律第 89 号）

（配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組）

第七百九十五条 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

（配偶者のある者の縁組）

第七百九十六条 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

（養親の夫婦共同縁組）

第八百十七条の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（法定相続分）

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

○民法改正により夫婦共同縁組を義務としないこととした際の国会答弁

○昭和 62 年 8 月 25 日 衆・法務委 千種法務省民事局長答弁

○坂上委員 次は、普通養子の部分で七百九十五条、七百九十六条の関係についてお聞きいたします。

未成年者を養子とする場合を除きまして、夫婦共同縁組の原則を夫婦単独あるいは同意縁組の原則に改められました理由というのはどういう理由なんでござい

ましようか。

- 千種政府委員 夫婦でございますから、養子をとるにしましても養子になるにしましても一緒であるというのは別に悪いわけではございません。ただ、すべての場合にそれを法律の上で制度として強要するのはいかがなものか、こういう批判が前々からございました。それというのは、養子縁組というものも身分行為でございまして、各個人が独立してするべきものでございます。したがって、夫婦一緒に共同で縁組をしろといいますが、片一方が意思表示ができないような、精神の薄弱な人間である場合もございます。それじゃ、そういうときに現民法はどうしておったかという、必ず夫婦共同で縁組をしなければいけないから、意思表示ができないときは片一方の意思表示で両方の名義で縁組していいというような規定さえ置いておったのでございます。これは身分行為がそれぞれ独立しているという建前からするとどうもまことに妙な規定なんでございますが、これは昔の、戦前の家の制度というものがやはり前提としてございまして、共同縁組ということ余りにも固執したためにそういう無理な規定ができてしまった。現実には、夫婦で縁組しておりますが片一方が死ぬ場合もございまして、親が離婚するというようなことで、一方だけの親の養親子関係だつて存在することはするわけでございます、常に共同縁組だけしか存在しないというわけでもないわけでございます。

そういうような現状等も考え合わせますと、やはり縁組というものはそれぞれ個人でやってもいいのではないか。つまるところ、扶養義務とか相続権とかいうことに帰するわけでございますから、夫婦そろって養子にしなくても、片一方だけ養子にしても別に構わないじゃないか、こういうことになってまいりまして、それを理論的にもすっきりさせるために夫婦共同縁組ということを必要な制度とはしなかったわけでございます。これから先すべて単独でいくか、こり言われますと、大部分は共同で縁組をなさる場合が多いのじゃないかとは思いますが、そこには二つの縁組行為というものが共同でなされている、こういうふう理解をしていくわけでございます。

(中略)

- 千種政府委員 夫婦は、養子を片方がとります場合には、直接いろいろな面で利害関係が生じてまいりますから、そういう実質を考えますと、共同でやらないまでも同意を条件にしないとその後がまたうまくいかないだろうということで、別々にするかわりに同意をとりなさい、こういう形にしたわけでございます。

○庶出の皇子が皇后等の養子（猶子・実子）となった例

庶出の皇子	実父（天皇）	皇后等
敦仁親王（醍醐天皇）	宇多天皇	藤原温子
順仁親王（六条天皇）	二条天皇	藤原育子
紹仁親王（後光明天皇）	後水尾天皇	徳川和子
良仁親王（後西天皇）	後水尾天皇	徳川和子
識仁親王（靈元天皇）	後水尾天皇	徳川和子
恵仁親王（仁孝天皇）	光格天皇	欣子内親王
統仁親王（孝明天皇）	仁孝天皇	藤原祺子
睦仁親王（明治天皇）	孝明天皇	藤原夙子
嘉仁親王（大正天皇）	明治天皇	美子皇后（昭憲皇太后）

○宮家出身の王が皇位を継承する際に天皇又は上皇と皇后等が共に養親となった例

宮家出身の王	養父となった天皇又は上皇	皇后等
彦仁王（後花園天皇、伏見宮貞成親王王子）	後小松上皇	藤原資子
師仁王（光格天皇、閑院宮典仁親王王子）	後桃園天皇	藤原維子

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

歴史上、先代天皇の直系ではない者が皇位を継承した例にはどのようなものがあるか。

歴史上、先代天皇の直系ではない者が皇位を継承した事例は、55 例ある。そのうち、遠い傍系継承が行われた事例や、先代天皇等の養子(猶子を含む。)となって皇位を継承した事例については、以下のようなものがある。

ア. 第 25 代武烈天皇から第 26 代継体天皇への継承

武烈天皇と継体天皇の共通の祖先は第 15 代応神天皇(日本書紀によれば、継体天皇から約 200 年さかのぼる。)で、武烈天皇と継体天皇は共に応神天皇の 5 世孫に当たるため、親等では 10 親等の隔たりがある。

イ. 第 48 代称徳天皇から第 49 代光仁天皇への継承

称徳天皇と光仁天皇の共通の祖先は第 34 代舒明天皇(光仁天皇から約 130 年さかのぼる。)であり、称徳天皇は舒明天皇の 5 世孫、光仁天皇は 3 世孫に当たるため、親等では 8 親等の隔たりがある。

ウ. 第 94 代後二条天皇から第 95 代花園天皇への継承

後二条天皇と花園天皇の共通の祖先は第 88 代後嵯峨天皇(花園天皇から約 60 年さかのぼる。)であり、後二条天皇と花園天皇は共に御嵯峨天皇の 3 世孫に当たるため、親等では 6 親等の隔たりがある。

また、花園天皇(即位前は^{とみひと}富仁親王)は、後伏見上皇(第 93 代天皇で、花園天皇の兄)の猶子となり、後二条天皇から皇位を継承している。

エ. 第 101 代称光天皇から第 102 代後花園天皇への継承

称光天皇と後花園天皇の共通の祖先は北朝第 1 代光厳天皇(後花園天皇から約 100 年さかのぼる。)であり、称光天皇と後花園天皇は共に光厳天皇の 4 世孫に当たるため、親等では 8 親等の隔たりがある。

また、後花園天皇(即位前は^{ひこひと}彦仁王)は、後小松上皇(第 100 代天皇で、称光天皇の父)の猶子となり、称光天皇から皇位を継承している。

オ. 第 111 代後西天皇から第 112 代靈元天皇への継承

靈元天皇（即位前は識^{きとひと}仁親王）は、後光明天皇（第 110 代天皇で、後西天皇、靈元天皇の兄）の養子となり、兄である後西天皇から皇位を継承している。

カ. 第 118 代後桃園天皇から第 119 代光格天皇への継承

後桃園天皇と光格天皇の共通の祖先は第 113 代東山天皇（光格天皇から約 70 年さかのぼる。）であり、後桃園天皇は東山天皇の 4 世孫、光格天皇は東山天皇の 3 世孫に当たるため、親等では 7 親等の隔りがある。

また、光格天皇（即位前は師^{もろひと}仁王）は、後桃園天皇の養子となり、同天皇から皇位を継承している。

※ なお、第 99 代後亀山天皇と第 100 代後小松天皇との間には 12 親等の隔りがあるが、これは南北朝の合一による特殊な事例である。すなわち、1383 年に後亀山天皇は南朝において、また、その前年の 1382 年に後小松天皇は北朝において、それぞれ即位していたところ、1392 年に南北朝の合一がなされて後亀山天皇が退位したものである。

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

昭和 22 年に皇籍を離脱したいわゆる旧 11 宮家の男系の男子について

1 世襲親王家について

律令制度においては、天皇の皇子及び兄弟姉妹を 1 世とし、4 世までの子孫を皇族とした。このうち、天皇の皇子及び兄弟姉妹を親王・内親王とし、皇孫（2 世）、皇曾孫（3 世）及び皇玄孫（4 世）を王・女王とした。

平安時代以降、律令の規定にかかわらず、天皇の子孫のうち、親王とするとの天皇の命を受けた者のみを親王とする「親王宣下」が慣例化した。

鎌倉時代以降、殿邸・所領の伝領と共に家号としての宮号が生まれ、やがて代々親王宣下を受けて宮家を世襲する、いわゆる世襲親王家が成立した。このうち、明治維新まで存続した世襲親王家は、次の 4 宮家である。

- ・ 伏見宮（昭和 22 年まで存続。詳細は後記。）
- ・ 桂宮（明治時代に断絶。）
- ・ 有栖川宮（大正時代に断絶。）
- ・ 閑院宮（昭和 22 年まで存続（1872 年に伏見宮の系統の皇族が継承。））

2 伏見宮の系統について

昭和 22 年 10 月 14 日に、内廷皇族並びに秩父宮、高松宮及び三笠宮のいわゆる 3 直宮家を除く 11 宮家 51 方（男子 26 方、女子 25 方）が、現行の皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）の規定に基づいて皇籍を離脱した。これらの方々を旧皇族（若しくは「旧 11 宮家」という。

この皇籍離脱をした 11 宮家は、すべて^{すこう}崇光天皇（北朝第 3 代）の皇子である^{よしひと}榮仁親王から始まる伏見宮の系統に属するもので、今上天皇との関係は、今から約 600 年前にさかのぼる室町時代の伏見宮^{さだふさ}貞成親王を共通の祖先とする（別紙系図 1）。

〔皇籍離脱をした 11 宮家〕

やましな 山階宮 かや 賀陽宮 くに 久邇宮 なしもと 梨本宮 あさか 朝香宮 ひがしくに 東久邇宮 たけだ 竹田宮 きたしらかわ 北白川宮
ふしみ 伏見宮 かんいん 閑院宮 ひがしふしみ 東伏見宮

旧 11 宮家の男子 26 方については、昭和 22 年 5 月 3 日の日本国憲法及び現行の皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）の施行から皇籍を離脱した日（同年 10 月 14 日）までの間は、日本国憲法第 2 条並びに皇室典範第 1 条及び第 2 条の規定に基づき、皇位継承資格を有していた（筆頭は山階宮武彦王^{やましな たけひこ}の第 7 位。別紙系図 2。）。

（参考）

○皇籍離脱の理由

○皇籍離脱を審議した皇室会議（昭和 22 年 10 月 13 日）における片山哲議長（内閣総理大臣）の説明

……今次戦争が終結しました直後より、皇族のうちから、終戦後の国内国外の情勢に鑑み、皇籍を離脱し、一国民として国家の再建に努めたいという御意思を表明せられる向があり、宮内省におきましても、事情やむを得ないところとして、その御意思の実現をはかることとなり、旧皇室典範その他関係法令について、必要な改訂を加え準備を致しましたが、種々の事情により実現を見るに至らなかったのであります。そうしてこの問題は、新憲法公布後に制定せられました新皇室典範により、新憲法施行後に実現せられることとなり、これに必要な準備が整いましたので、本日皇室会議の議に付することとなつた次第であります。

皇籍離脱の御意思を有せられる皇族は、後伏見^{ごふしむ}天皇より二十世乃至二十二世^{（注1）}を隔てられる方々でありまして、今上陛下〔注：昭和天皇〕よりしましては、男系を追いますと四十数世^{（注2）}を隔てていられるのであります。これらの方々が、これまで皇室を助け、皇族として国運の興隆に寄与して参りました事績は、まことに大きいものでありましたが、戦後の国外国内の情勢就中新憲法^{（注1）}の精神、新憲法による皇室財産の処理及びこれに関連する皇族費等諸般の事情から致しまして、この際これらの方々の皇籍離脱の御意思を実現致しますことが適当であるという状況にあると考えられるのであります。

（注 1）皇籍離脱をした旧皇族男子は北朝第 3 代崇光天皇の 18～20 世孫となる方々であるが、崇光天皇の祖父である第 93 代後伏見天皇から世数を数えると 20～22 世孫となる。この後伏見天皇を基準として数えた世数に基づいて、皇室会議における議長の説明は行われている。

（注 2）昭和天皇（議長の説明における「今上陛下」のこと）と旧皇族男子との隔たりについて、後伏見天皇を基準にしてみると、昭和天皇は後伏見天皇の 22

世孫であり、また、旧皇族方は後伏見天皇の 20～22 世孫であることから、これらの世数を合わせれば 40 数世隔てられているということになる。

○日本国憲法

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

○皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子
- 二 皇長孫
- 三 その他の皇長子の子孫
- 四 皇次子及びその子孫
- 五 その他の皇子孫
- 六 皇兄弟及びその子孫
- 七 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

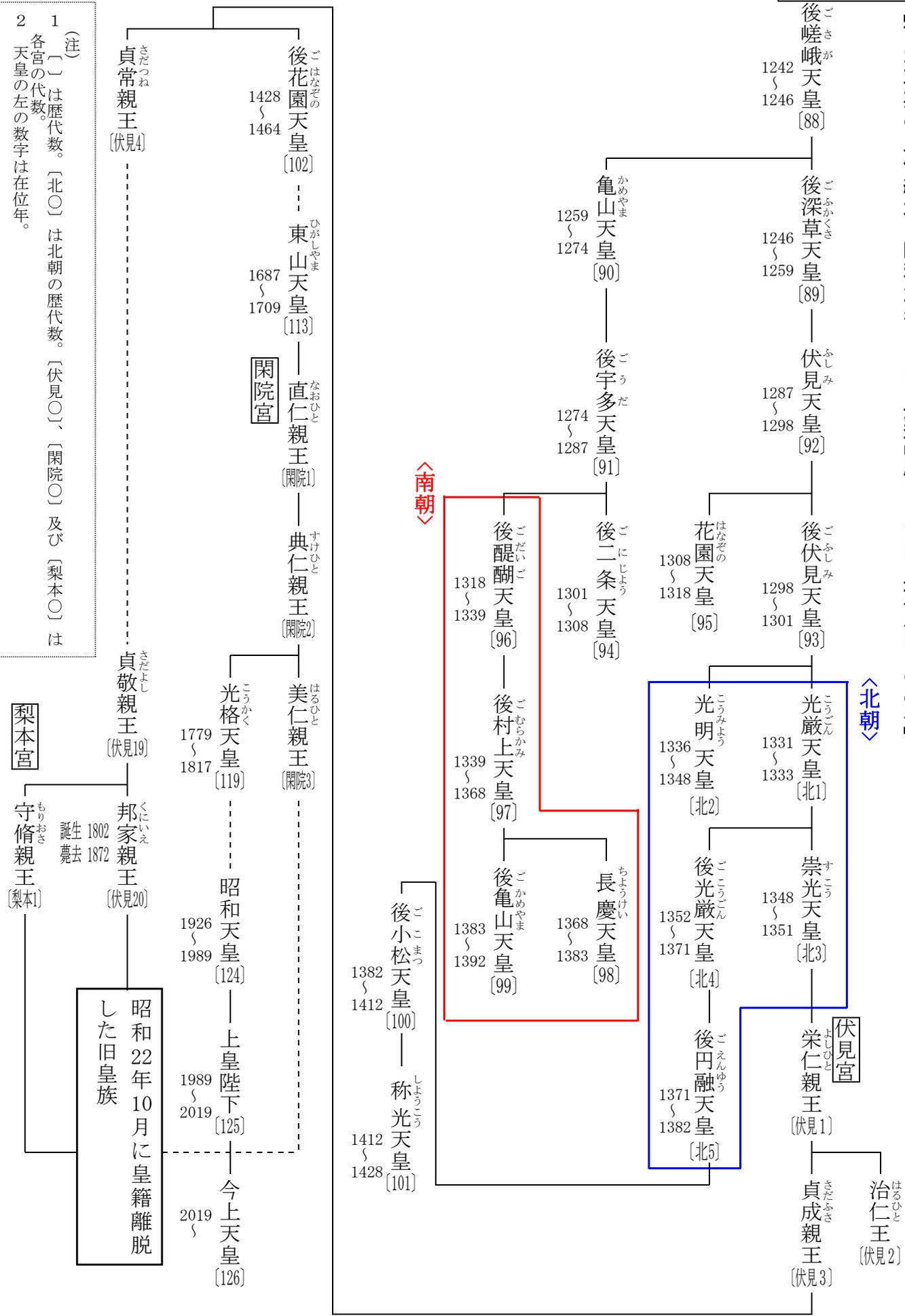
第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとする事ができる。

別添系図 1

【南北朝期の皇位継承と昭和22年10月に皇籍離脱をした旧皇族（旧11宮家）】

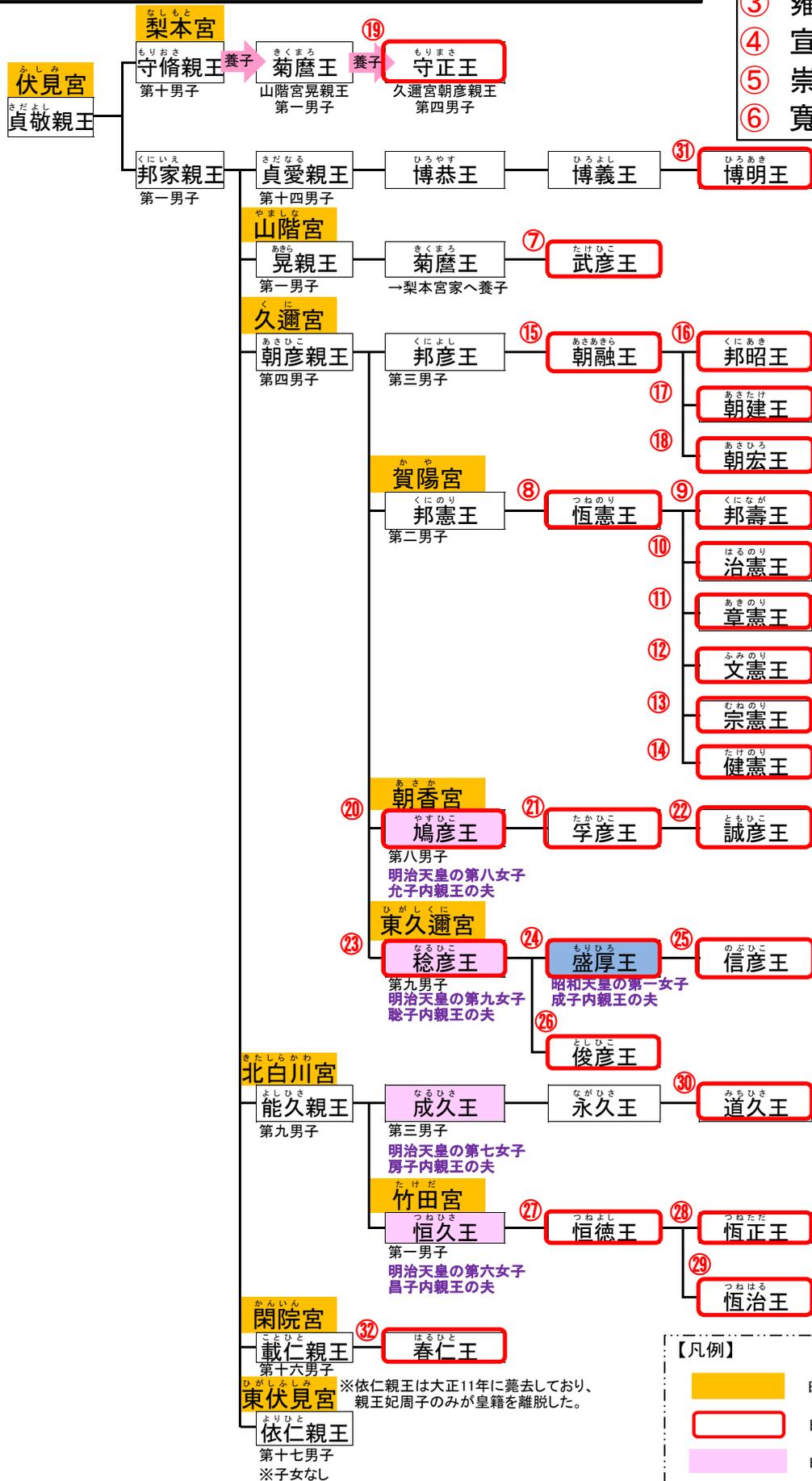


(注)
 1 「一」は歴代数。「北〇」は北朝の歴代数。「伏見〇」、「閑院〇」及び「梨本〇」は各宮の代数。
 2 天皇の左の数字は在位年。

昭和22年10月に皇籍離脱をした
旧皇族(旧11宮家)の男子とその皇位継承順位
(①~⑳は皇位継承順位)

内廷及び3直宮家の男性皇族

- ① 明仁親王(上皇陛下)
- ② 正仁親王(常陸宮殿下)
- ③ 雍仁親王(秩父宮)
- ④ 宣仁親王(高松宮)
- ⑤ 崇仁親王(三笠宮)
- ⑥ 寛仁親王(崇仁親王第一男子)



【凡例】

- 昭和22年10月に皇籍離脱した旧11宮家
- 昭和22年10月に皇籍離脱した旧11宮家の男子
- 明治天皇の女子が嫁いだ者
- 昭和天皇の女子が嫁いだ者

(皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて)

海外の王族（公族等を含む。）の養子縁組はどのようになっているか。

1 調査方法等

海外において君主制を採る国¹について、王族²を養親とする養子縁組制度に関し、外務省の協力を得て調査を行った（この資料は、内閣官房において作成したものである。）。

2 各国の調査結果（50音順に掲載）

ア 英国³

英国においては、「王族」について厳密な法律上の定義はないとされているところ、少なくとも、英国王室のメンバーが養親となる養子縁組について特別に制度や手続を定めた規定はなく、養子縁組の実例も確認できない。

イ オランダ王国

一般論として、王族は、他のオランダ市民と同様に、一般に適用される法律や規則に従って養子を迎えることができる。王族の養子縁組手続に関する特別な法律や規則はなく、養子縁組の実例も確認できない。

ウ クウェート国

養子は、王族だけでなく一般国民も禁じられている。養子縁組制度に類似する「里親・里子制度」は、系統を混乱させることを許さないイスラムの教えに抵触しないよう「後見」と言われ、里子が、里親の名前や称号を持つことはない。

エ スペイン王国

¹ 公爵や首長を君主とする国においては、「王位」とは公爵位や首長位を指すものとして調査を行っている。

² 本資料においては、公爵や大公、首長を君主とする国についても、便宜上「王族」という言葉を用いて記述する。

³ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国。

王族の養子縁組について特別に制度や手続を定めた規定はなく、養子縁組の実例は確認できない。

オ ブルネイ・ダルサラーム国

王族も一般国民と同様、養子を迎えることが許されており、実際に王族が養子を迎えた例がある。養子となった者は王族ではなく、養子縁組後も王族の一員として紹介されていない。

なお、養子縁組制度の関連法において、王族の養子縁組手続に関する特別な規定はない。

カ ヨルダン・ハシェミット王国

ヨルダン・ハシェミット王国では、実際にフセイン前国王が養子を迎えた例がある。これは、飛行機事故で母親を亡くした者に対する人道的配慮を目的として行われたものである。養子となった者は王族ではなく、養子縁組後も王族の身分は与えられていない。

なお、養子縁組制度・手続等に関する具体的な根拠法令は確認できない。

キ リヒテンシュタイン公国

王族の養子縁組は、リヒテンシュタイン民法に基づき行われるものと、公爵家法に基づき、公爵位継承資格者（初代公爵の男系男子孫）が不在の場合に、最後の公爵が「継承養子」を迎えるものがある。いずれも実例は確認できない。

民法に基づく養子縁組において、公爵家内で縁組を行う場合、それによって公爵位継承順位が変わることはない。公爵家外から養子を迎える場合、その養子本人及び子孫は、王族の身分を持つことにはならず、公爵位継承資格も与えられない。

公爵家法に基づき、公爵位継承資格者が不在の際に最後の公爵が「継承養子」を迎える場合、最後の公爵の養子となった者が公爵位を継承することとなる。現行法において「継承養子」になり得る者の条件に関する規定はない（なお、現在、公爵位継承資格を持つ者は120人以上存在することから、公爵位継承資格者が不在になることは想定されていない。）。

(皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることについて)

立法形式としてどのようなものが考えられるか。

1 これまでの皇室典範の改正

(1) 現行の皇室典範本則が改正された例

これまで現行の皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）の本則が改正された例は、宮内府が宮内庁に改組された際に皇室典範の規定を整理した 1 例（総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和 24 年法律第 134 号））のみである。

この改正は、行政組織名の変更に伴う形式的な改正であり、実質的な内容を伴う皇室典範の本則改正が行われたことはない。

(2) 特例法が制定された例

現行の皇室典範の特例法が設けられた例としては、先の天皇陛下（上皇陛下）の退位等について定めた、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）がある。

特例法という立法形式が採られた理由は、おおむね次のように説明されている。

- ・ 天皇の退位について、将来の政治社会情勢、国民の意識等を網羅した具体的な要件を定めることは困難であること。
- ・ 天皇の退位については、国権の最高機関たる国会が、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされたこと。

(3) 明治の皇室典範について

明治の皇室典範も、明治 22 年（1889 年）に定められて以降改正されたことはなく、規範の内容を改める場合には、「増補」という形で新たに定められている。その具体的な内容は、次のとおりである。

ア 皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

明治の皇室典範は永世皇族制を採用していたが、皇籍離脱については、皇族女子の婚姻による離脱以外については定めていなかった。

明治 40 年の皇室典範増補は、皇族の増加に伴う皇室経済の問題等を背景に、王（5 世以下の男子）は勅旨又は本人からの願いにより家名を賜って華族になることができること等を規定したものである。

イ 皇室典範増補（大正 7 年 11 月 28 日）

梨本宮家の方子女王と朝鮮王族の王世子李垠の婚姻を念頭に、皇族女子が王族・公族（朝鮮王家の一族）と婚姻することを可能とするため、新たな「増補」として定められた。

ウ 皇室典範増補中改正ノ件（昭和 21 年 12 月 27 日）

明治 40 年の皇室典範増補の第 1 条が全部改正され、王だけではなく、内親王・女王についても、勅旨又は本人からの願いにより、皇籍離脱することができることとされた。

2 考察

「今後の整理の方向性について」においては、①「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすること」及び②「皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすること」についての検討を中心とすることとされ、この「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」については、①及び②では十分な皇族数が確保できない場合に検討すべき事柄と考えるべきとされている。

この「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」についての立法形式としては、基本的に「皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすること」と同様のことが考えられ、養子縁組について検討を行った上で、必要に応じて検討を加えていくべきものと考えられる。

（参考）

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）

（趣旨）

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これら

の御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

○「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（平成 29 年 3 月 17 日）

……①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断するべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながること等といった観点から、皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的な措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法を立案した考え方を説明した際の国会答弁

○平成 29 年 6 月 1 日 衆・議運委 菅内閣官房長官答弁

○菅国務大臣 政府としては、天皇の意思を退位の要件とすることは、天皇の政治的権能の行使を禁止する憲法第四条第一項との関係から問題があると考えます。

また、将来の政治社会情勢、国民の意識等は変化し得るものである、そのことを踏まえるならば、これらを全て網羅して退位に係る具体的な要件を定めることは困難であると考えます。

また、衆参正副議長の議論の取りまとめにおいては、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受けとめ方を踏まえて判断するとされているものと承知をしております。政府においては、これらの点を踏まえて、天皇陛下の退位を実現するための特例法案を立案したものであります。

○皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ権議ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

② 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

○皇室典範増補中改正ノ件（昭和 21 年 12 月 27 日）

皇室典範増補中左ノ通改正ス

第一条 内親王王女王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシムルコトアルヘシ

○皇室典範増補（大正 7 年 11 月 28 日）

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得